

田辺市人権施策基本方針 改定版





田辺市

表紙の写真は、熊野古道中辺路ルートの伏拝王子付近から熊野本宮大社方面の眺望です。

(撮影者:山下義朗 田辺市本宮町在住)

平安時代の女流歌人・和泉式部(いずみしきぶ)が、熊野詣に訪れた時、熊野本宮大社まであともう少しの時に、月のさはりとなり、参詣できないという嘆きを歌に託して、伏して拝みました。

晴れやらぬ 身の浮雲のたなびきて 月のさはりとなるぞかなしき

すると、その夜、熊野権現が夢の中に現れて、式部に歌を返しました。

もろともに 塵にまじはる神なれば 月のさはりも何かくるしき

この熊野権現のご返歌により、式部は参詣をすることができました。

熊野には、古来より、すべての人をあたたかく、おもてなしする心や寛容さがあり、このような「お話」は他にもたくさんあります。

また、身体の不自由な人が参詣に訪れたことを知った地元の人たちが、同行するなどの思い やりあふれる行いも語り継がれています。

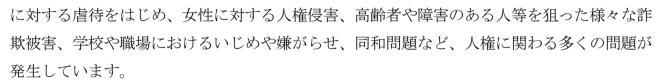
熊野は昔も今も、「寛容の心」で人々をあたたかく迎えています。

ごあいさつ

2018 (平成30) 年は、国連において世界人権宣言が採択されてから70年という節目の年でした。この宣言は、すべての人が人間として尊重され、自由かつ平等であり、差別されてはならないことを定めたものであり、すべての国が達成すべき人権保障の基準を初めて国際的に謳ったものです。

わが国においても、日本国憲法に基づいて、人権に関する諸 制度の整備や各種施策が実施されており、最優先されるべきも のとして、人権を守っていかなければなりません。

しかしながら、国内の人権をめぐる状況をみますと、子ども



また、インターネット上の人権侵害やヘイトスピーチなどの新たな人権侵害も発生しており、人権に関する問題はより複雑化、多様化し、その対応が求められているところです。

田辺市では、2005(平成17)年に制定した田辺市民憲章の5本の柱の一つに、「人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。」と謳い、市民が力を合わせて、人権が尊重されるまちを築くことを宣言しました。

これを踏まえ、2007(平成19)年には、「田辺市人権施策基本方針」を策定し、本市におけるすべての行政分野において、人権施策の推進に取り組んでまいりましたが、人権を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、このたび、「田辺市人権施策基本方針」を改定しました。これに基づき、市民の皆様とともに、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」をめざして、より効果的に人権施策を推進してまいります。

結びに、「田辺市人権施策基本方針」の改定にあたり、ご尽力を賜りました田辺市人権教育啓発推進懇話会委員の皆様をはじめ、様々なご意見やご提案をいただきました市民の皆様、関係者の皆様に、心からお礼を申し上げますとともに、引き続き、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2019 (平成31) 年3月

田辺市長 真 砂 充 敏

目 次

| 用「早」はしめに | |
|---------------------------------|-----|
| 1. 基本方針改定の趣旨 | 2 |
| 2. 基本方針の位置付け | 3 |
| 3. 第2次田辺市総合計画等との関係性 | 3 |
| 4. 人権をめぐる動向 | 4 |
| (1) 国際的な動向 | 4 |
| (2) 国内の動向 | 5 |
| (3) 和歌山県の動向 | 6 |
| (4) 田辺市の取組 | 7 |
| 第2章 人権施策の基本的な考え方 | 1.0 |
| 1. 基本方針の体系図 | |
| 2. 基本方針の基本理念 | |
| 3. 人権施策の三つの側面と視点 | 13 |
| 第3章 人権施策の推進(人権課題に共通する施策) | |
| 1. 推進環境の充実 | |
| (1) 推進体制の充実 | |
| (2) 調査・研究の実施 | |
| (3) 教材・学習プログラムの充実 | |
| (4) 身近な指導者の養成 | |
| (5) マスメディア等の活用 | |
| 2. 人権尊重の視点に立った行政の推進 | |
| | 18 |
| , , , , , , <u> </u> | 18 |
| 3. 人権教育・啓発の推進 | |
| (1) 家庭や学校等での人権教育 | |
| (2) 社会教育の場での人権教育 | |
| (3) 企業・各種団体等での人権教育・啓発 | |
| (4) 特定の職業に従事する者に対しての人権教育・啓発 | |
| 4. 相談・支援事業の推進 | 24 |
| 第4章 人権問題の現状と課題(分野別の人権課題に対する施策の推 | |
| 序文 | |
| 1. 同和問題(部落差別) | |
| 2. 女性の人権 | |
| 3. 子どもの人権 | |
| 4. 高齢者の人権 | 39 |

| | 5. | 障害のある人の人権 | 43 |
|-----|-----|---------------------------------------|-----|
| | 6. | 外国人の人権 | 48 |
| | 7. | 感染症・難病の人の人権 | 51 |
| | 8. | 犯罪被害者等の人権 | 54 |
| | 9. | 刑を終えて出所した人の人権 | 56 |
| | 10. | 情報と人権 | 58 |
| | 11. | 災害と人権 | 61 |
| | 12. | 環境と人権 | 64 |
| | 13. | 性的少数者(セクシュアルマイノリティ)の人権 | 66 |
| | 14. | 労働者の人権 | 68 |
| | 15. | 自殺・自死遺族 | 69 |
| | 16. | 生活困窮者の人権・ホームレスの人権 | 70 |
| | 17. | 人身取引(トラフィッキング) | 71 |
| | 18. | アイヌの人々の人権 | 72 |
| | 19. | 北朝鮮当局による人権侵害問題 | 73 |
| | | | |
| 第 5 | - | 基本方針の達成に向けて(人権施策の総合的な推進体制) 推進体制づくり | 76 |
| | | (1) 市の推進体制 | |
| | | (2) 国・県・関係団体等との連携 | |
| | | 人権施策の推進管理 | |
| | | | |
| 資料 | | | |
| | 資料 | | |
| | 資料 | 2 田辺市人権施策推進本部設置要綱 | 89 |
| | 資料 | | |
| | 資料 | · 4 田辺市人権教育啓発推進懇話会委員名簿 | 91 |
| | 資料 | ・5 田辺市人権施策基本方針(改定版)策定の経過 | 92 |
| | 資料 | -6 「人を大切にする教育」の基本方針 | 94 |
| | 資料 | - 7 世界人権宣言 | 96 |
| | 資料 | 8 日本国憲法(抜粋) | 98 |
| | 資料 | ├9 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 | 100 |
| | 資料 | - 10 部落差別の解消の推進に関する法律 | 101 |
| | 資料 | 11 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の | |
| | | 推進に関する法律 | 102 |
| | 資料 | 12 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 | 104 |
| | 資料 | ├ 13 | 109 |

本文の中で(*)を付した言葉は、「用語の解説」に説明を掲載しています。

わたくしたち田辺市民は、美しい海・山・川の豊かなめぐみに感謝し、先人たちが築きあげた歴史と文化をうけつぎ、自治と福祉のこころにあふれたまちをつくるため、ここに市民憲章をさだめ、力を合わせてその実行につとめます。

- 1. 豊かな自然を大切にし、調和のとれた美しいまちをつくります。
- 2. 歴史と伝統に学び、教養を高め、文化のかおるまちをつくります。
- 3. スポーツに親しみ、心身ともに健康で、希望にみちた楽しいまちをつくります。
- 4. 人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。
- 5. 時と資源を生かし、働くことを喜び、共に栄えるまちをつくります。

田辺市の木・花・鳥

(平成17年10月1日制定)

木:うばめがし

うばめがしは、海岸沿いから山間部までこの地に広く自生しており、荒れ地や傾斜地でも生育する力強さをもち、名高い備長炭の原木として知られています。



梅は、この地に多く栽培されており、その花は早春のころ 元気よく咲き、香りは人々の心をあたたかく包みます。

鳥:めじろ

めじろは、この地に広く生息し、花を渡り、実を求める姿は美しく、その鳴き声はやさしさにあふれています。







第1章 はじめに

- 1. 基本方針改定の趣旨
- 2. 基本方針の位置付け
- 3. 第2次田辺市総合計画等との関係性
- 4. 人権をめぐる動向

第1章 はじめに

1. 基本方針改定の趣旨

人権とは、人間の尊厳に基づいて、すべての人が等しく持っている固有の権利であり、個人としての生存と自由を確保し、幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

すべての人の人権が尊重され、幸せを実感できるまちづくりを進めていくためには、自分の人権だけでなく、他人の人権についても正しく理解し、お互いに人権を 尊重しあう人権共存の考え方が大切です。

本市では、2005 (平成17) 年10月に制定された田辺市民憲章の中に、「人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。」と謳い、市民が力を合わせて、人権が尊重されるまちを築くことを宣言しました。

2007 (平成19) 年3月には「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を基本理念とした「第1次田辺市総合計画」を、また同月には「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」を基本理念とする「田辺市人権施策基本方針」を策定し、人権尊重の精神をまちづくりの基本にしながら、人権施策を総合的かつ効果的に推進しています。その結果、市民の人権問題に対する意識と理解は広がりと深まりを増し、一定の成果が得られましたが、社会を取り巻く人権問題は、女性や子ども、高齢者、障害のある人等に対する人権侵害や同和問題など、依然として解決すべき課題は多く、また近年では、インターネットを悪用したびぼうちゅうしょうが顕著になるとともに、プライバシーの侵害や職場でのハラスメント(いじめ、嫌がらせ)、子どもの貧困問題など、複雑かつ深刻化しています。

さらに、2011 (平成23) 年の東日本大震災や紀伊半島大水害、またその後における自然災害において多くの生命、財産等が失われるとともに、災害時における避難 所運営等での人権問題も顕在化しています。

こうした状況の中、2016(平成28)年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)」に続いて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(以下「ペイトスピーチ解消法」という。)」及び「部落差別の解消の推進に関する法律(以下「部落差別解消推進法」という。)」が施行され、人権問題解消のための法整備が進んでいるところです。

本市では、これまでの取組の精神を引き継ぎながら、人権を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応するため、基本方針の改定を行うものです。

2. 基本方針の位置付け

この基本方針は、日本国憲法に定める基本的人権の尊重の原則を踏まえた、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の地方公共団体の責務の規定に基づいています。

また、策定にあたっては、人権に関する法律をはじめ、「人権教育・啓発に関する基本計画(国)」、「和歌山県人権施策基本方針(県)」及び「第2次田辺市総合計画(市)」等との整合性を図るとともに、市民、行政及び関係機関等が連携して人権施策を総合的に推進するための基本的な考え方や方向性を示したものです。

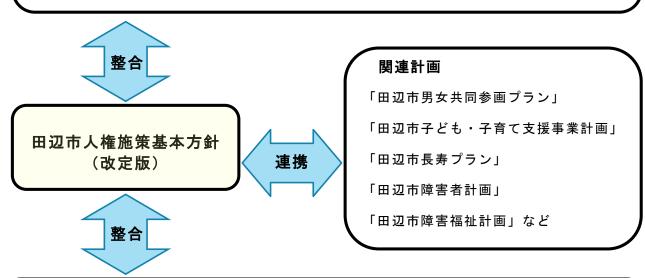
3. 第2次田辺市総合計画等との関係性

この基本方針は、第2次田辺市総合計画を上位計画とし、基本理念「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」のもと、まちの将来像「人と地域が輝き、未来へつながるまち田辺」の実現をめざすとともに、人権尊重の精神をまちづくりの基本にしながら、今後も人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、関連部局の諸計画と連携をするものです。

第2次田辺市総合計画 (平成29年7月策定)

基本理念 「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」

将来像 「人と地域が輝き、未来へつながるまち田辺」



人権に関する法律や「人権教育・啓発に関する基本計画」(国) 「和歌山県人権施策基本方針」(県)

4. 人権をめぐる動向

(1)国際的な動向

人類の歴史の中で、20世紀は科学技術が急速に発達して人々の夢をはぐくみ、私 たちの生活に快適さと豊かさをもたらしました。

その一方で、二度にわたる世界大戦では、人権剥奪・人権侵害・人権抑圧等が多く発生しました。特に、第二次世界大戦は「平和のないところに人権は存在し得ない」という大きな教訓を人々に与え、「人権の尊重が平和の基礎である」ということが世界の共通認識となりました。

この精神が1948(昭和23)年に、国際連合(以下「国連」という。)で採択された「世界人権宣言」に表され、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と、全世界に表明しています。国連では、1965(昭和40)年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(以下「人種差別撤廃条約」という。)」を、1966(昭和41)年には「世界人権宣言」の理念をより具体化し、各国の実施を義務付けるために「国際人権規約」を採択しました。その後も、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(以下「女性差別撤廃条約」という。)」、「児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)」などを採択するとともに、「国際人権年」をはじめ「国際婦人年」「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」などの国際年を定め、各国に人権確立への取組を提唱してきました。

しかし、こうした取組にもかかわらず、世界各地では地域紛争やテロが多発し、 人権侵害や貧困・飢餓・難民問題など、生命に関わる深刻な問題が表面化し、世界 人権宣言の精神が揺らぐ懸念が生じてきました。

こうした厳しい国際社会の状況を背景に、国連では、1995(平成7)年から2004 (平成16)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、人権教育を通 して「**人権の文化**」を世界中に築くための国際的な取組が進められました。その後、 この終了を受け、国連は、2004(平成16)年には「人権教育のための世界計画」を、 2006(平成18)年には「障害者の権利に関する条約(以下「障害者権利条約」とい う。)を採択し、多くの国で人権課題の解決に対する取組が進められています。

さらに、2011(平成23)年には、世界中のすべての人が人権教育・人権研修を享受する権利を持つこと等を宣言した「人権教育及び研修に関する国連宣言」を、2015(平成27)年には、貧困や不平等、格差、気候変動などの様々な問題を解決することを目的とした「持続可能な開発目標(SDGs)65ページ参照」が採択され、21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されています。

(2) 国内の動向

わが国では、1947(昭和22)年に「国民主権、恒久平和、基本的人権の尊重」を 三原則とする「日本国憲法」が施行され、この三原則の一つである「基本的人権の 尊重」の理念に基づき、国内の人権尊重・人権擁護に向けた様々な取組が行われて います。

1956 (昭和31) 年の国連加盟以降は、国際社会の一員として1979 (昭和54) 年の「国際人権規約」をはじめ、1985 (昭和60) 年の「女性差別撤廃条約」、1994 (平成6) 年の「子どもの権利条約」、2014 (平成26) 年の「障害者権利条約」など、人権に関する規約や条約を批准してきました。

また、日本固有の人権課題である同和問題については、1961(昭和36)年に「同和対策審議会」が設置され、1965(昭和40)年の「**同和対策審議会答申**」において「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とされました。

これを踏まえて、1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」が施行され、 以降は二度にわたる法改正等を経て、2002(平成14)年までの33年間にわたって同 和問題の解決に向けた様々な取組が実施されました。この同和問題解決に向けての 取組は、わが国における人権確立への歩みの中で大変重要な役割を果たしました。

こうした流れの中で、1996(平成8)年に「人権の擁護に関する施策を推進する ための法律」が制定され、1997(平成9)年に「『人権教育のための国連10年』に 関する国内行動計画」が策定され、その推進へとつながりました。

その後、「人権擁護推進審議会」が設置され、人権教育・啓発についての施策や 人権救済制度のあり方について審議が行われました。

2000 (平成12) 年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、これに基づき、2002 (平成14) 年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが、国及び地方公共団体の責務とされました。

近年では、女性や子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待防止のための法律や「障害者差別解消法」の制定、「障害者の雇用の促進に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)の改正、「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下「子どもの貧困対策法」という。)」、「**ヘイトスピーチ**解消法」及び「部落差別解消推進法」など、様々な人権問題解消に関わる新しい法律や枠組みの整備が進んでいます。

今後も、あらゆる差別のない社会を実現するため、国及び地方公共団体には、社会情勢の変化等に対応した、相談体制の充実や人権教育・啓発の推進等に取り組むことが求められています。

第1章 はじめに

(3)和歌山県の動向

和歌山県においては、人権尊重の社会づくりに向けて先導的役割を果たしてきたのは、同和問題解決への取組であり、同和問題の解決を県政の重要課題と位置付けて、市町村とともに総合的・計画的に推進してきました。

1948 (昭和23) 年には、国に先駆けた独自施策として「地方改善事業補助制度」を創設しました。

1952 (昭和27) 年には、県の諮問機関として「和歌山県同和問題研究委員会」を設置し、同和問題解決に向けた調査研究や実態を踏まえた取組を実施してきました。

また、1956 (昭和31) 年には、同研究委員会を同和問題解決のための指導や実践を行う機関として「和歌山県同和委員会」へと発展的に改組し、「県民みんなの同和運動」を提唱・展開してきました。

その後、国連の動向を受けて「『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画」を策定し、同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人等の人権問題について分野別の計画を策定するなど、課題解決のための各種施策に積極的に取り組んできました。

そして、2002(平成14)年には、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざした「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、この条例に基づいて「和歌山県人権施策推進審議会」を設置し、人権行政の政策提言機能の充実を図っています。

2004(平成16)年には、「『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画」を 受け継ぐものとして「和歌山県人権施策基本方針」を策定し、人権施策の総合的・ 効果的な推進に努めてきました。

この基本方針は、2010(平成22)年には改定を行い、年齢層や発達段階に応じた 啓発の実施や、企業等における自主的・主体的な人権に関する取組の支援等に努め てきました。

しかしながら、社会情勢の変化に伴い人権問題が複雑、多様化していく中で、新たな人権課題の解決に向け、これまでの取組の精神を引き継ぐとともに、人権に関する法令や計画等の動きを踏まえ、2015(平成27)年には「和歌山県人権施策基本方針(第二次改定版)」を策定し、人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めています。

また、あらゆる人権に関する教育啓発の拠点として「公益財団法人和歌山県人権 啓発センター」を設置し、人権教育・啓発活動を総合的に推進しています。

(4) 田辺市の取組

合併前の旧5市町村では、戦後の早い時期から、住民と行政が連携し、様々な場と機会を捉えながら、同和問題の解決を中心とした人権施策に取り組んできました。 また、国や県の行動計画に基づき、人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ効果 的に推進するために、基本計画の策定や庁内の機構改革等を行ってきました。

このような中、2005 (平成17) 年 5 月 1 日、これまでの田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町は市町村合併によって、新しい「田辺市」となりました。本市では、同年に田辺市民憲章を制定し、市民が力を合わせて、人権が尊重されるまちを築くことを宣言するとともに、同年、「田辺市人権教育啓発推進懇話会設置要綱」を定め、人権行政の政策提言機能の充実を図っています。

2006 (平成18) 年12月に、市長を本部長とする「田辺市人権施策推進本部」を設置し、2007 (平成19) 年3月には「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」を基本理念とする「田辺市人権施策基本方針」を策定し、人権尊重の精神をまちづくりの基本にしながら、人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ効果的に推進しています。

さらに、2013(平成25)年10月には、個人の住民票や戸籍謄本が、身元調査で不正に取得されることを抑止するため、「田辺市事前登録による本人通知制度」を開始しています。

本市では、これまで同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障害のある人など様々な人権問題の解消をめざし、家庭や地域、職場や学校等のあらゆる場において、お互いの人権が尊重されるよう人権教育・啓発活動を積極的に展開してきました。

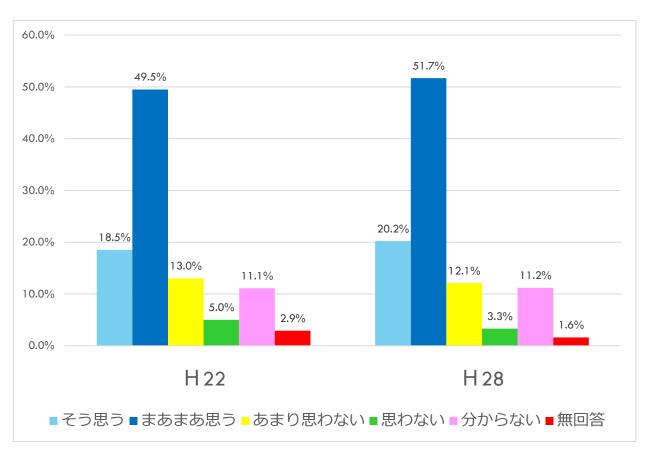
その結果、市民の人権問題に対する意識と理解は広がりと深まりを増し、一定の成果が得られました。

しかしながら、近年、人権を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、様々な人権課題の解決に向けた取組や、法令・諸計画の動きへの対応も踏まえ、人権施策を総合的に推進するための指針として、平成30年度に「田辺市人権施策基本方針」の改定を行い、今後は、この基本方針に基づき、人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ継続的に推進していきます。

第1章 はじめに

■「第2次田辺市総合計画策定に関するアンケート」結果より抜粋





- 7 割の人が「身の周りで人権が守られている」と思っている。
- ●前回調査と比べ、意識は改善(+3.9ポイント)している。

2016 (平成28) 年度に実施した第2次田辺市総合計画策定に関するアンケートでは、「身の周りで人権が守られていると思いますか。」という質問に対し、「そう思う」と「まあまあ思う」の合計が71.9%、「あまり思わない」と「思わない」の合計が15.4%という結果でした。

2010(平成22)年度に比べて「そう思う」と「まあまあ思う」の合計は3.9ポイント上昇し、「あまり思わない」と「思わない」の合計は2.6ポイント減少しています。

第2章 人権施策の基本的な考え方

- 1. 基本方針の体系図
- 2. 基本方針の基本理念
- 3. 人権施策の三つの側面と視点

第2章 人権施策の基本的な考え方

1. 基本方針の体系図

基本理念に基づき、以下の体系にしたがって、具体的な施策を展開します。

人 لح 地 域 が 輝 き 未 来 0 な が る ま 5 田

人

V

لح

1)

が

大

切

に

さ

れ

幸

せ

を

実

感

で

き

る

ま

ち

づ

< V)

総

合

計

画

ま

ち

づ

ŋ

 \mathcal{O}

基 本 理

念

ひとりの尊 厳 ۲ 人 権 尊 重 の 精 神 打 う人

人

基 本 方 針 の 基 本 理 念

人権施策の三つ の側面と視点

1. 人権意識の向上 を図る施策

[P13]

2. 人権擁護を図る 施策

[P13]

3. 市民が主役とな る施策の推進 [P13] 人権課題に共通する施策

- 1. 推進環境の充実【P16~17】
- (1) 推進体制の充実
- (2) 調査・研究の実施
- (3) 教材・学習プログラム の充実
- (4) 身近な指導者の養成
- (5) マスメディアの活用
- 2.人権尊重の視点に立った 行政の推進 [P18]
- 3. 人権教育・啓発の推進

[$P19 \sim 23$]

- (1) 家庭や学校等での人権 教育
- (2) 社会教育の場での人権 教育
- (3) 企業・各種団体等での 人権教育・啓発
- (4) 特定の職業に従事する 者に対しての人権教育 • 啓発
- 4. 相談・支援事業の推進 [P24]

が 脈

権

施

辺

総

合 計 画 ま ち \mathcal{O} 将

来

像

分野別の人権課題に対する施策の推進

1 同和問題(部落差別) [P27] 2 女性の人権 [P31] 3 子どもの人権 [P34] 4 高齢者の人権 【P39】 5 障害のある人の人権 【P43】 6 外国人の人権 [P48] 7 感染症・難病の人の人権 【P51】 8 犯罪被害者等の人権 【P54】 9 刑を終えて出所した人の人権【P56】 10 情報と人権 [P58]

11 災害と人権 [P61] 12 環境と人権 [P64] 13 性的少数者 (セクシュアルマイノリティ) の人権 [P66] 14 労働者の人権 [P68] 15 自殺 · 自死遺族 [P69] 16 生活困窮者の人権 ホームレスの人権 [P70] 17 人身取引 (トラフィッキング) 【P71】 18 アイヌの人々の人権 【P72】 19 北朝鮮当局による人権侵害問題 [P73]

人権施策の総合的な推進体制

1. 推進体制づくり

[P76]

- (1) 市の推進体制
- (2) 国・県・関係団体等との連携
- 2. 人権施策の推進管理

[P76]

2. 基本方針の基本理念

基本理念

「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」

本市では、田辺市民憲章の5本の柱の一つに

「人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります」と謳い、市 民が力を合わせて、人権が尊重されるまちを築くことを宣言しました。

また、第2次田辺市総合計画では

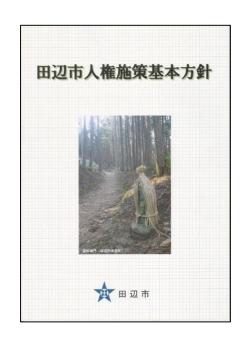
「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を基本理念とし、人 と人とが、互いに尊重し、助け合う関係を大切にしながら、まちづくりを進めてい ます。

「田辺市人権施策基本方針」では

「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」を基本理念とし、一人ひとりの尊厳が守られ、日常生活の中に人権尊重の精神が脈打つよう、人権施策を進めています。この基本理念は、今後も継承することとします。



2017 (平成29) 年7月策定



2007 (平成19) 年 3 月策定

3. 人権施策の三つの側面と視点

人権施策の基本理念「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」 に基づいて、次の三つの側面と視点を掲げます。

(1) 人権意識の向上を図る施策

- 「法の下の平等」や「基本的人権の尊重」など、人権全般の普遍的な視点と、 分野別の人権課題に即した視点の両方からの理解を深めること。
- 日常生活のあらゆる場面に人権感覚があふれるような状態となるよう人権教育・啓発を推進すること。
- 人権教育は、発達段階に応じた継続性のあるものにしていくこと。
- 人権教育・啓発は、単に知識として理解するだけでなく、私たちの生活や社会通念、意識、慣行等の中に潜む人権問題に、直観的に気づくような豊かな人権感覚を育むようにすること。
- 人権問題は「ひとごと」ではなく、私たち自らの問題であることに理解を得ること。
- 人権教育・啓発に取り組む人材の養成を図ること。

(2) 人権擁護を図る施策

すべての窓口は、市民にとって最も身近な人権相談窓口にもなるという認識を 基に、事例を集積し、連携を図り、迅速かつ的確に対応できるように努めるとと もに、業務が適切に行われているか、その把握に努めること。

また、窓口担当者は、常に相手の立場に立って、職務を遂行するとともに、人権意識の高揚に努めること。

(3) 市民が主役となる施策の推進

市民一人ひとりが、人権を身近に感じ、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を念頭に置き、自主的、主体的に「考え」「学び」「行動する」ことができるよう人権教育・啓発の推進を図ること。

第2章 人権施策の基本的な考え方

第3章 人権施策の推進 (人権課題に共通する施策)

- 1. 推進環境の充実
- 2. 人権尊重の視点に立った行政の推進
- 3. 人権教育・啓発の推進
- 4. 相談・支援事業の推進

第3章 人権施策の推進 (人権課題に共通する施策)

1. 推進環境の充実

本市のまちづくりの根底にある、人権尊重の精神をより確かなものとするため、 生涯学習の視点に立って、市民の主体性を大切にした人権施策を行うことが必要です。

そこで、人権についての基本的な知識の普及に加え、日常生活の隅々に人権意識が根付き、さらに人権課題の解決に向けた、主体的かつ具体的な行動につながるような人権施策を推進するため、次のような環境の充実を図ります。

(1)推進体制の充実

① 田辺市人権施策推進本部の設置

本市における人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、市長を本部長とする「田辺市人権施策推進本部」を庁内に設置し、全庁的に本方針に基づいた人権施策を推進します。

② 田辺市人権教育啓発推進懇話会の設置

本市において適切な人権施策が行われるよう、人権問題に関し識見を有する者で構成された「田辺市人権教育啓発推進懇話会」を設置し、人権行政への政策提言機能の充実を図ります。

また、本方針の進捗状況を把握し、課題を検証するとともに、人権教育・啓 発の推進を図ります。

③ 人権施策に関係する機関・団体等との連携

市民一人ひとりが豊かな人権感覚を身に付け、様々な人権課題について考え、 行動するためには、市民の主体的な人権教育・啓発の取組が大切です。人権に 関わりが深い機関・団体等と連携を密にし、人権教育・啓発に関する情報の提 供や交換を行います。

④ 和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会への参画

和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会への参画を通じ、県や他市町村と情報の共有や連携を行い、広範な人権教育・啓発を展開します。

(2)調査・研究の実施

社会情勢の変動や進展によって、人権をめぐる状況は今後も変化することが予測されるため、市民の意識や学習ニーズ・課題を的確に把握するための調査・研究を行い、より効果的な人権施策を推進します。

(3) 教材・学習プログラムの充実

市民の学習ニーズや課題に対応し、書籍やDVD等の視聴覚教材の充実を図るとともに、人権問題を身近な問題として捉えることができるような新しい教材の開発と活用を行います。

また、人権問題を自らの課題として解決する意識の高揚を図るため、 **ワークショップ**などの参加体験型学習をはじめとする様々な学習プログラムの充 実を図ります。

(4) 身近な指導者の養成

各公民館区に配置されている公民館長、公民館主事、生涯学習(人権)推進員、田辺市人権擁護連盟理事や有識者等を、地域の人権教育・啓発活動を推進するための核と位置付け、学習リーダー及びコーディネーター(調整する人)としての役割を明確にするとともに、地域における人材の育成に努めます。

また、新たな人権課題に対応できる指導者養成講座の開催や、生涯学習分野との連携による人材の登録制度等の充実を図ります。

(5) マスメディア等の活用

人権啓発を進める上でマスメディアの活用が効果的であることから、講演会や研修会への参加の呼びかけや、「人権週間」などの啓発の強化期間に、新聞・ラジオなどのマスメディアに、情報提供を行います。

また、市の**ホームページ**や「広報田辺」を活用し、人権に関する記事の掲載を 継続的に行います。

2. 人権尊重の視点に立った行政の推進

2005 (平成17) 年10月1日に制定した田辺市民憲章では、

- 1. 豊かな自然を大切にし、調和のとれた美しいまちをつくります。
- 2. 歴史と伝統に学び、教養を高め、文化のかおるまちをつくります。
- スポーツに親しみ、心身ともに健康で、希望にみちた楽しいまちを つくります。
- 4. 人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。
- 5. 時と資源を生かし、働くことを喜び、共に栄えるまちをつくります。

という5本の柱を設定し、「わたくしたち田辺市民は、美しい海・山・川の豊かなめぐみに感謝し、先人たちが築きあげた歴史と文化をうけつぎ、自治と福祉のこころにあふれたまちをつくるため、ここに市民憲章をさだめ、力を合わせてその実行につとめます。」と宣言しました。

本市では、この市民憲章の精神を今後もまちづくりに生かしていくために、市民 一人ひとりの幸せを願い、自己実現や自立を支援します。

そのため、市職員一人ひとりが人権感覚を磨き、各職場において、様々な場面で 人権尊重の視点に立って職務を遂行していきます。

(1)人権尊重の視点に立った施策や制度の推進

人権尊重を基本においた施策や制度などの推進に努めるとともに、既存の施策 や制度などの点検や見直しに努めます。

また、市民からの各種申請や要望等に対する公平な取扱いや迅速な処理、適正な情報公開の実施や個人情報の保護など、人権尊重の視点に立った取組を推進します。

(2) 人権尊重の施策に携わる職員研修等の充実

本市が行うすべての業務は、人権と密接に関わっており、市職員一人ひとりが人権行政の担い手であることを自覚し、人権意識の高揚に努めます。

本市では、従来から全職員を対象とした人権研修や新規採用職員研修等を行っていますが、様々な機会を通して職員研修の更なる充実に努めます。

また、職員の採用等についても、人権尊重の視点から公正・適切に対処します。

3. 人権教育・啓発の推進

家庭や地域、職場、学校などにおいて、私たちの日常生活でよく見られる事柄を 人権の視点から考えてみると、様々な課題が見えてきます。

例えば、建物や道路の段差で困っている車いすの人を見かけたとき、人権という 視点から考えると、**バリアフリー**(障壁をなくすこと)の大切さが見えてくるでしょう。女性や子ども、高齢者、そしてあらゆる人の人権についても同様です。

「人権」とは、決して私たちの日常生活とかけ離れているものではありません。 ふだん何気なく過ごしている日常生活を、人権という視点から見直すことによって、 私たち一人ひとりの生き方はもちろん、人権が尊重される社会づくりへとつながり ます。

人権教育・啓発を進めるにあたっては、人権問題に関する知識の習得だけではな く、身の周りにある具体的な人権課題の解決に結び付けていくことが大切です。

そこで、すべての人の人権が尊重される社会を実現するために、「人を大切にする教育」の基本方針も踏まえ、家庭・保育所・幼稚園・学校・地域・職場等あらゆる場や機会において人権教育・啓発を推進します。

(1) 家庭や学校等での人権教育

① 家庭

本市の人権標語に「人権を 守るお手本 家庭から」とあります。

家庭における人権教育は、生命を大切にする豊かな心を育むとともに、他人 への思いやりや、社会性を身につけるなど、とても大切なものです。

今日、様々な要因によって家族形態が変化し、その教育機能も低下する傾向 にあり、家庭内においても、人権に関わる様々な問題が起こっています。

家庭は、子どもの成長にとって重要な場であり、その役割を担っていけるよう、子育て相談、**ひきこもり**相談、家庭児童青少年相談等の支援体制の充実を図ります。

また、豊かな心を育む家庭教育や子育てに関する学習の場の充実を図ります。

② 保育所·幼稚園等

乳幼児期は、人との関わりの中で、生涯にわたる人間形成の基礎を育てる重要な時期です。保育所・幼稚園等は、乳幼児期の子どもが、友だちとの集団活動を送り、花に水をやったり、動物と触れ合ったり、読み語りを静かに聞いたりするなど、そこでの豊かな体験を通して、人権尊重の大切さを学び実践する場でもあります。

第3章 人権施策の推進

そのため、保育所・幼稚園等においては、家庭や地域との連携を深め、人を 大切にする心と社会性が芽生える教育や保育活動を進めます。

③ 小学校

小学校では、子どもに基本的な生活習慣と基礎学力を身につけさせるとともに、一人ひとりの発達段階を十分考慮しながら、人権についての基礎的な判断力を養い、より良い集団づくりに努めます。

また、一人の人間として大切にされているという実感を持たせ、お互いの違いを認め合うとともに、差別やいじめなどを許さない心を育てます。

さらに、様々な人権問題についても、正しく理解するための基礎が身につく 教育を進めます。

④ 中学校

中学生の時期の子どもたちは、真理への探求心や正義感が芽生えるときです。 小学校における取組をもとに、より豊かな人間関係を結び、身の周りの問題 をはじめとして、人権問題を正しく理解し、自らの課題として解決していく力 を育てる教育を進めます。

また、情報化社会における人権尊重のあり方等についての教育を進めます。

⑤ 高校生・青少年

社会道徳を培い、他人の立場を理解し尊重できる、豊かな人権感覚が身につけられるよう、高校生に対しては、県教育委員会や高等学校等と連携した取組を行うとともに、青少年に対しては、社会教育分野と連携し、人権に関する学習機会の提供を図ります。

⑥ PTA·保護者会

PTA・保護者会は、保育所、幼稚園、学校等における教育活動を進めるに あたって、重要な役割を担っています。

そこで、人権教育・啓発の効果が各家庭で正しく反映できるよう、保育所、 幼稚園、小学校、中学校等のPTAや保護者会において、人権に関する学習会 等が実施されるよう必要な支援を行います。

(2) 社会教育の場での人権教育

市民の人権に対する関心を高めるため、あらゆる場と機会を捉え、市民の関心が高い人権のテーマを取り上げた様々な人権教育・啓発の取組を行います。

また、広く生涯学習推進の中で人権教育・啓発を進めていくという観点から、市民の主体的な学習を支援するための取組を行います。

① 社会教育施設等

公民館をはじめとする社会教育施設等は、市民の様々な学習要求に対応した 学習活動や文化活動、体育、レクリエーション等の事業を行う生涯学習活動の 拠点です。

なかでも、人権の確立をめざす学習活動は、社会教育施設等の活動の重要な 柱です。特に、公民館においては、生涯学習(人権)推進員、公民館関係者を 核に、地域住民が連携し、人権学習をはじめ、豊かな人間関係や地域社会を作 るための様々な活動を通し、人権認識を深める取組を行います。

また、学校教育分野、福祉分野等と連携した取組ができるような体制づくり に努めます。

② 社会教育関係団体

青少年団体などの社会教育関係団体に対し、日常活動の中で、人権尊重の視点が生かされるよう、組織全体や指導者層に対する研修会を開催します。

(3) 企業・各種団体等での人権教育・啓発

① 企業

企業は、商品・サービスの提供、従業員の雇用、環境づくりなどを通じて、 社員、株主、取引先、消費者、地域の住民など多くの人々とかかわって活動を しています。

このように、企業は、その経済活動を通して、地域社会に大きな影響を与える存在であり、基本的人権が尊重される社会の実現のために、地域社会の一員として重要な役割を担っています。

このため、顧客や雇用者の人権を尊重し、企業内における人権教育・啓発の 取組を促進するため、情報の提供や学習機会の提供、各種教材の貸出し、講師 派遣などの支援を行います。

また、市内の企業で組織する「田辺市企業人権推進協議会」や県・関係機関と連携しながら、企業活動における人権課題の解決に向けての取組を進めます。

第3章 人権施策の推進

② 各種団体等

人権が尊重される社会づくりを推進するためには、市民一人ひとりが進んで 社会のあらゆる分野で寄与することが求められています。

特に、市内で活動する町内会・自治会、社会福祉団体、老人クラブ、女性団体、商工会議所、商工会、協同組合、医師会、弁護士会、NPO、ボランティア団体等、各種団体は、本市における「まちづくり」に、それぞれの分野で重要な役割を果たしています。

このため、各種団体に対し、人権意識の高揚を図るための主体的な取組ができるよう、情報の提供や学習機会の提供、各種教材の貸出し、講師派遣などの支援を行います。

(4) 特定の職業に従事する者に対しての人権教育・啓発

人権教育・啓発の推進にあたっては、すべての人を対象として取組を進める必要がありますが、以下に掲げる、特に人権に関わりの深い職業に従事する者に対する研修等の充実に努めます。

① 市職員

このため、市職員に対する人権意識の高揚を図るための研修をより充実させるとともに、市民と共に学び、実践する機会を拡大し、豊かな人権感覚を持った市職員の育成に努めます。

② 保育関係職員·教職員

保育関係職員・教職員は、乳幼児、児童、生徒の人間形成に大きな影響を与える立場にあり、子どもの発達段階に応じた人権意識を育む大切な役割を担っています。

このため、すべての保育関係職員・教職員が、人権問題についての深い認識 と人権教育に関する指導力を身につけ、人権尊重の精神に根ざした教育を展開 できるよう、研修をより充実させるとともに、支援に努めます。

③ 保健・医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の保健・医療関係者は、人々の生命と健康を守ることを使命としており、業務の遂行にあたっては、個人の(*)プライバシーに対する配慮やインフォームドコンセント(説明と同意)の徹底を図るなど、患者や相談者等の人権を尊重した行動が求められます。

このため、保健・医療関係者に対し、それぞれの加盟する医療関係団体を通じ、人権に関する研修の充実を積極的に働きかけます。

④ 福祉関係者

福祉事務所職員、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、介護サービスを 提供する職員等の福祉関係者は、高齢者や障害のある人、子ども、生活困窮者 等に深く関わっています。

このため、個人のプライバシーに対する配慮や、人間の尊厳に関する認識の 徹底を図るなど、業務の遂行にあたって、人権に配慮した適切な対応ができる よう、福祉関係者に対する人権教育・啓発の充実を図ります。

⑤ 消防・警察職員

消防職員や警察職員は、市民の生命、身体及び財産を守り、地域の安全と秩序を維持する責務を担っています。

このため、消防職員が、人命の尊重を第一義とした活動を徹底するなど、職務の遂行にあたって、人権に配慮した適切な対応ができるよう、支援に努めます。

また、警察職員は、相談者、被疑者、被害者等に対し、法令遵守の基本に立って、人権を尊重した適切な対応に努めなければなりません。特に、女性や少年等に対しては、様々な状況に配慮した対応が図られ、各種関係機関と連携を密にしていけるよう支援に努めます。

⑥ 市議会議員

地域の課題が多様で複雑化する中、地方自治体の意思決定機関である議会の 果たす役割はますます重要となっています。そのため、市議会議員は市民の代 表者として、常に人権認識を持ち、市の行政全般に広い視野をもって、市民全 体の幸せのために活動しなければならないと言えます。

このため、人権に関する学習機会の充実に努めます。

4. 相談・支援事業の推進

本市では、企画部人権推進課を中心として各機関と連携を図りながら、人権に関する相談を行っています。また、女性や子ども、高齢者、障害のある人に関する相談や、子育て、いじめ、不登校、ひきこもり等に関する相談など、各種相談窓口を設置しています。

被害者の法的救済に関する措置等は、法務省や裁判所など国の機関の専管事項でありますが、自治体として可能な相談・支援に取り組んでいきます。

- 人権を侵害された、又はされている個人が、安心かつ容易に利用できる相談・支援体制をめざします。その際、相談者のプライバシーを保護し、不安を取り除き、地理的にも利用しやすいものとすることが肝要です。また、必要に応じて関係機関との連携・協力を図ります。
- 市民にとって身近で信頼できる相談・支援体制をめざします。
 また、相談・支援の対象となる人権侵害が多種多様であることから総合的な相談・支援の窓口の整備に努めます。
 他方で、利用者の中には一般的な指導・助言を求めるだけでなく、専門的な指導・助言を必要とする場合も含まれることから、個別の問題についてより専門的に対応できる窓口の充実を図ります。
- 利用者が納得できる結果を出せるように窓口相互間のネットワークの確立に 努め、効果的な相談・支援体制をめざします。 また、相談・支援体制の相談窓口の設置について、市民に広く知られている ことが必要であり、広報や研修会を通して周知に努めます。
- 利用者の立場に立って対応できることや、知識や技能を持っているという面でも、各専門機関や民間、団体が果たす役割は重要であると考え、相談・支援等を行う企業や団体等と連携・協力することを大切にします。
- 行政局管内等に居住する市民が相談機関を訪問し相談したい場合、行政局と の連携により、利用者の満足を得られるように努めます。 なお、広域的に取り組む必要がある人権侵害が発生した場合は、国や県の機 関と連携し、必要な助言を受けながら対応を図ります。

第4章 人権問題の現状と課題

(分野別の人権課題に対する施策の推進)

序文

- 1. 同和問題(部落差別)
- 2. 女性の人権
- 3. 子どもの人権
- 4. 高齢者の人権
- 5. 障害のある人の人権
- 6. 外国人の人権
- 7. 感染症・難病の人の人権
- 8. 犯罪被害者等の人権
- 9. 刑を終えて出所した人の人権
- 10. 情報と人権
- 11. 災害と人権
- 12. 環境と人権
- 13. 性的少数者(セクシュアルマイノリティ)の人権
- 14. 労働者の人権
- 15. 自殺・自死遺族
- 16. 生活困窮者の人権・ホームレスの人権
- 17. 人身取引(トラフィッキング)
- 18. アイヌの人々の人権
- 19. 北朝鮮当局による人権侵害問題

第4章 人権問題の現状と課題 (分野別の人権課題に対する施策の推進)

序文

わが国は、日本国憲法で基本的人権を保障し、また国連が採択した人権関係諸条約を批准し、人権尊重社会の形成に向けた取組を進めてきました。それにより、国民の人権問題に対する意識は徐々に高まってきています。

しかしながら、地域社会における「同質性」が伝統的に重視され、地域・集団と 異なる文化、習慣、立場、意見、行動を「異質」なものとして容易に受け入れない という精神的風土が今なお根強く残っており、また一部に非科学的な因習や慣習に とらわれるなどの側面があり、社会的弱者や少数者に対する偏見や差別が存在して います。

この章では、私たちの身の周りにある様々な人権問題について、正しい理解と認識を深め、解決につなげていく手がかりを述べています。

人は、社会生活の中でだれかに支えられ、またなんらかの形で、だれかを支えている関係にあります。

人権問題はすべての人にかかわる身近で日常的な問題であり、一つの人権問題を 正しく学ぶことは、すべての人権問題の正しい理解へとつながります。

この理解を通して人権感覚を養い、お互いの尊厳と権利を尊重し合う生き方へと 広がりを持たせることが大切です。

1. 同和問題(部落差別)

(1)基本認識

1961 (昭和36) 年に「同和対策審議会」が設置され、1965 (昭和40) 年に「**同和** 対策審議会答申」が政府に提出されました。この答申では「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が、経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」としています。

封建社会の身分制度において、最下層の身分に置かれた人々は、住む場所や職業、婚姻、交際、服装などあらゆる面で厳しく制限されるなどの差別を受け、人権が踏みにじられていました。

明治時代になると、1871 (明治4)年の「解放令」により、江戸時代までの身分制度は廃止され「四民平等」として、これまで差別を受けていた人々は、制度上は平等となりましたが、差別をなくす積極的な政策が行われなかったため、その後も人々の差別意識は根強く、差別が解消されることはありませんでした。

大正時代になると、差別を受けていた人々の中から差別解消に向けた運動が高まり、1922 (大正11) 年には、京都市で全国水平社創立大会が行われ「水平社宣言」が採択されました。

この「水平社宣言」は日本最初の人権宣言とも呼ばれ、部落解放の理念の原点となり、不当な差別からの解放をめざす運動が全国的に広がっていきました。

しかし、時代は戦争へと向かい、全国水平社の活動も停止を余儀なくされ、差別 が解消されることはありませんでした。

和歌山県では、同和問題は、人々の差別意識だけではなく、同和地区住民の生活 実態の低位性に具現されていることから、1948(昭和23)年に、国に先駆けた独自 施策として「地方改善事業補助制度」を創設し、基本的人権の尊重と同和問題の早 急な解決をめざし、実態的差別(同和地区住民の生活状態にあらわれている差別) と心理的差別(人々の観念や意識の中に潜在する差別)の解消に努めてきました。

1965 (昭和40) 年の「同和対策審議会答申」では、「同和問題は、憲法で保障された基本的人権に関する課題であり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」とし、国に対し、総合的な施策の実施を求めました。

これを踏まえて、1969 (昭和44) 年に「同和対策事業特別措置法」が施行され、 実態的差別や心理的差別の解決に向けた総合的な取組が始まりました。以来、2002

第4章 人権問題の現状と課題

(平成14)年までの33年間にわたる法的措置が講じられた結果、住環境等に見られた劣悪な状態は大きく改善されました。

また、社会福祉の増進や産業の振興、教育の充実、啓発活動などの取組が実施され、様々な面での格差の是正や、差別意識の解消についても着実な成果を上げてきたところです。

しかしながら、今もなお結婚差別や、差別発言、差別的待遇等の事案のほか、 インターネット上で、差別を助長・誘発するような内容の書込みも多く発生してお り、実態的差別は相当に改善されたものの、心理的差別は完全に払拭されたとは言 えない状況にあります。

このような状況の中で、2016(平成28)年12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。

この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別解消の 必要性について、国民の理解を深めるように努めることで、部落差別のない社会の 実現をめざしたものです。

今後も、同和問題の解決に向けては、法の理念を踏まえながら、この問題の固有 の経緯等を十分に認識しつつ、人権教育・啓発を積極的に推進する必要があります。

(2) 現状と課題

同和問題の早期解決への取組については、前項の基本認識でも述べているように、 特別措置法による同和対策事業が推進され、多くの成果がみられました。国や県の 施策のもと、本市では、合併前の旧5市町村においても総合的な同和行政の推進に 全力で取り組んできました。

特に、住環境の整備については、国・県・市町村が一体となり、地域住民の理解 や協力を得ながら推進してきた結果、住宅や道路等の劣悪な実態は大きく改善され、 実態的差別は相当に解消されました。

また、福祉・教育についても、隣保館や児童館を中心に関係施設と連携した取組を行い、生活を取り巻く課題の解決と教育の機会均等や基礎学力の向上等に、大きな成果を上げてきました。

教育・啓発の分野では、学校教育をはじめ、社会教育においても、公民館や各種 団体等を中心にして人権学習を進め、人権意識の向上を図ってきました。

このように、同和問題の解決に向けた特別対策は一定の成果を上げ、2002(平成 14)年3月末に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (地対財特法)」が失効したことにより、行政の取組は、特別対策から一般対策へ 移行しました。

本市では、立法措置の期限が切れたことが、同和問題の解決をめざす取組の終了を意味するものではなく、その解決は全市民的な課題であるとともに、人権行政の重要な柱であると位置付け、今もなお存在する同和問題の解決をめざし、各種施策を積極的に推進しています。

2018 (平成30) 年に和歌山県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、結婚についての差別意識が残っていることや、身元調査が行われていること、家を購入する時に、同和地区や同じ小学校区域を避けるといった忌避意識が残っていることなどが課題としてみられます。

また、**インターネット**上で、差別を助長・誘発するような内容の書込みが多く発生しており、同和問題に対する誤った意識や偏見の潜在が見られ、心理的差別は払拭されていないのが現状です。

さらに、同和問題を口実に企業や行政機関などへ不当な要求をおこなう「**えせ同和行為**」も発生しており、同和問題の解決を阻む大きな要因となっています。

このような状況を受け、2016(平成28)年12月に「部落差別解消推進法」が施行されましたが、本市でも、この法の理念を踏まえながら、これまでの取組の中で積み上げられてきた成果と教訓を生かし、基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発を積極的かつ継続的に推進しています。

(3)基本的な取組

① 同和問題についての正しい理解

わが国固有の人権問題である同和問題の歴史的な背景や、差別を解消するための努力、同和対策事業の経緯など、同和問題について正しい理解を深めるとともに、日常的に行われている言動や慣習の中にも、差別につながる要因が潜んでいないかを自ら考え、気づくことができるように人権教育・啓発を推進します。

② 同和問題は人権問題の重要な柱の一つであるという認識

同和問題には固有の経緯が存在し、わが国の重要な国民的課題であることを 認識する必要があります。同和問題の解決があらゆる人権問題の解決につなが り、また様々な人権問題の解決が同和問題の解決につながっていくという考え 方を大切にした施策を推進します。

③ 差別を許さない社会の形成

市民一人ひとりが同和問題を「ひとごと」とせず、自分自身の問題として捉え、市民の人権意識が、全体として差別や偏見・不合理を許さない社会となるよう、啓発活動を推進します。

また、近年、**インターネット**を悪用した誹謗中傷や差別を助長・誘発するような内容の書込み等が多く発生しているため、和歌山地方法務局や県と連携し、適切な対応を図ります。

④ 「えせ同和行為」の排除

同和問題を口実として、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、寄附金を 強要したり、高額の書籍を売りつけたりする「**えせ同和行為**」の排除に向け、 企業や関係機関との連携を図り、啓発に努めます。

⑤ 「部落差別解消推進法」に基づく施策の推進

「部落差別解消推進法」の理念に基づき、同和問題の解決を今後も図るため、関係機関との連携を密にしながら、人権相談や教育・啓発に取り組みます。

⑥ 「人を大切にする教育の基本方針」に基づいた教育の推進

「人を大切にする教育の基本方針」に基づき、人権尊重の視点に立った取組を進めるとともに、市民の誰もが、いつでも、どこでも自らの意志と選択によって学ぶことのできる生涯学習のまちづくりを通して、「人と地域が輝き、未来へつながるまち田辺」の実現に努めます。

2. 女性の人権

(1)基本認識

わが国における女性の人権保障は、戦後の民主化と共に始まりました。1946(昭和21)年に公布された日本国憲法において、個人の尊厳と両性の本質的平等が明記され、同年の選挙法の改正により、はじめて女性に参政権が認められ、それ以後、社会における様々な分野で活躍する女性も増えてきました。

国際的な動きと連動し、1985(昭和60)年に「女性差別撤廃条約」を批准し、1999(平成11)年6月には「**男女共同参画**社会基本法」が施行され、同法の目的や基本理念に関する国民の理解を深めるため、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」とし、男女が共に**参画**する社会づくりを促進するための様々な取組が実施されています。

また、女性に対する暴力等への取組に関しては、2001 (平成13) 年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」の期間とし、暴力は重大な人権侵害という認識のもと、根絶に向けた様々な取組が実施されています。

さらに、2015(平成27)年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」が施行され、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現に向けた取組を進めています。

しかしながら、日本の長い歴史の中でつくられてきた性別による固定的な役割分担意識がいまだに根強く存在し、このことが家庭や職場において性別による差別を 生み、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。

また、意識や考え方が変化しつつあるものの、根強く刷り込まれた意識にとらわれることが、結果として、それぞれの活動の広がりを難しくしてしまうおそれがあり、一人ひとりの個性と能力の発揮を妨げることにもつながりかねません。

本市においても、女性に対する偏見や差別をなくし、性別にかかわりなく人権が 尊重され、すべての人がそれぞれの個性と能力を十分発揮することができ、多様な 生き方を選択できる社会にするため、意識向上に向けた啓発や人権教育を推進して います。

(2) 現状と課題

私たちは、個性や能力を制限されたり否定されたりすることなく、自らの意思で活動し、幸せを求めて生きていく機会を与えられなければなりません。

また、性別の違いを理由として、こうした機会が制限されたり、差別的な取扱いをされたりしてはなりませんが、依然として、性別による固定的な役割分担意識によって、女性に対する家事・育児・介護等への過重な負担等が問題となっており、家庭生活における分担意識やお互いの協力が必要となります。

就職や職場においては、男性優位の考えから来る男女間の格差が今もなお存在し、本市においても各種の審議会・委員会・団体組織などへの女性の登用や**参画**率は、緩やかに伸びつつあるものの、まだまだ低い状況にあります。

また、少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少、経済・社会の**グローバル化**の進展、家族形態や**ライフスタイル**の多様化など、社会経済情勢は大きく変化しています。

こうした中、2015 (平成27) 年に「女性活躍推進法」が施行され、さらに、2017 (平成29) 年に「男女雇用機会均等法」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、事業主に対し、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント (嫌がらせ、いじめ) の防止措置を講じることが新たに義務付けられました。

このように様々な取組が進められる中、男性を含めた働き方の見直しや女性が活躍できる環境整備は重要な課題です。

さらに、夫・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメント (性的嫌がらせ)やマタニティ・ハラスメント(妊娠、出産等を理由とする不利益な取扱い)等の問題、性犯罪、売買春、ストーカー行為などは、身体的・精神的・性的暴力として女性の人権を著しく侵害するもので、その根絶は大きな課題です。

(3) 基本的な取組

① 固定的な性別役割分担意識の見直し

固定的な性別役割分担意識や刷り込まれた感覚が、社会活動への**参画**に対し 制約を及ぼすおそれがあります。これまで社会の中で当たり前とされてきた男 女のあり方を見直し、良きパートナーとしてお互いを尊重し、協力し合うこと ができる社会環境をつくるための教育・啓発を推進します。

② 女性の社会参画の促進

あらゆる分野において、**男女共同参画**の視点を取り入れた関連施策を企画・ 立案・実施するために、町内会・自治会や**自主防災組織**等の役職、審議会、委 員会などに女性の参画が図られるよう、意識向上に向けた啓発や環境の整備を 促進します。

③ 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス (DV:配偶者や恋人など親密な関係にある、 又は、あった者から振るわれる暴力)やセクシュアル・ハラスメント (性的嫌がらせ)、性犯罪、売買春など、身体的・精神的・性的暴力の被害者の多くは 女性です。これらは、著しい人権侵害であるという認識を深め、根絶に向けた 啓発や支援を進めます。

また、潜在している被害者も多いと推測されることから、相談窓口のさらなる問知と、被害者の立場に立った対応に努めるとともに、関係部署と連携することで支援体制の充実を図ります。

④ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

職業生活・家庭生活・地域生活などにおいて、多様な生活や働き方を実現できるように、共に協力して家事・育児等を担うための啓発や、子育て・介護の支援などの充実を推進します。

また、長時間労働などの働き方の見直しや、仕事も家庭も充実できる職場環境づくりについて、関係機関等と連携しながら啓発を推進します。

⑤ 男女共同参画推進のための施策の充実

人権を尊重し、互いにかけがえのない大切なパートナーとして、喜びも責任 も分かち合い支え合いながら、心豊かな生活を送ることができる社会を実現し ていくため、「第2次田辺市男女共同参画プラン」に基づいた施策の取組を推 進します。

3. 子どもの人権

(1)基本認識

わが国では、1947(昭和22)年に「教育基本法」、1948(昭和23)年に「児童福祉法」、1951(昭和26)年には「児童憲章」が制定されました。

また、1989(平成元)年の国連総会では、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「子どもの権利条約」が採択され、わが国も1994(平成6)年にこの条約を批准し、子どもを大人が保護すべき対象としてのみ捉えるのではなく、大人と同じ権利を行使する主体として、子どもには「生きる権利」、「参加や意見表明の権利」、「教育を受ける権利」などがあることを明らかにしました。

その後、1999 (平成11) 年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律」、2000 (平成12) 年に「児童虐待の防止等に関する法律」、2013 (平成25) 年には、いじめの防止等のための対策を総合的に推進することを目的とした「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

2014(平成26)年には、「子どもの貧困対策法」が施行され、子どもの将来が、 その生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するために、教育、 生活の支援などに取り組むこととされています。

児童虐待については、児童相談所での児童虐待相談対応件数が年々増加し、虐待による死亡事例が後を絶たない状況にあることから、2016(平成28)年に「児童虐待の防止等に関する法律」が改正されるなど、子どもを取り巻く人権課題の解決に向け積極的な取組が行われています。

しかし、近年、地域社会における人と人とのつながりの希薄化や**インターネット**、スマートフォン等の急速な普及による社会環境の変化、家庭・地域における養育能力の低下と子育ての孤立化、親の経済的不安定や倫理観の低下など、子どもを取り巻く環境は著しく変化しており、子どもの人権が十分に保障されているとは言い難い状況にあります。

子どもの人権侵害の主なものには「児童虐待」、「いじめ」、「体罰」があり、「児童虐待」については「しつけだから」という理由で乳幼児や児童を保護者が虐待し、時には死に至らせるという痛ましい事件が後を絶たず、深刻な社会問題となっています。

また「いじめ」については、インターネット等の普及により、巧妙で陰湿ないじめが増加しているため、実態が見えにくくなっています。

さらに「体罰」は、子どもの心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長するとともに、いじめや暴力行為等の土壌を生むおそれがあります。このほか「子どもの貧困問題」、「性的虐待」、「児童買春」、「インターネット上における児童ポルノの氾濫」なども、子どもの人権問題として深刻な社会問題となっています。子どもの人権を考えるときは、次の三つの視点が大切です。

- ① 子どもも大人と同様に基本的人権が保障されていること
- ② 子どもは、大人よりも人権を侵害されやすい立場なので、社会的に保護され、 守られなければならないこと
- ③ 子どもは、よい教育環境の中で優れた教育を受ける権利を有すること

子どもの人権を守るためには、こうした視点を踏まえるとともに、他人に対する 思いやりやいたわり、お互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権意識を養っていくため、家庭教育、学校教育、社会教育の果たす役割が、ますます大切になってきています。

(2) 現状と課題

本市では、2015(平成27)年3月に「豊かな未来の創造に向け、子どもの健やかな成長をみんなで支える社会の醸成」を基本理念とする、「田辺市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てを支える環境づくりや、次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくりを推進しております。

また、小・中学校においては「人を大切にする教育の基本方針」を学校教育の全領域の基礎に位置付け、児童生徒の発達段階や実態に応じた指導を行っています。

さらに、田辺市教育研究所に「適応指導教室」を開設し、各小中学校と連携し、 多面的な視点をもって不登校の児童生徒への支援を行い、不登校解消に向けて一定 の成果を収めています。

厚生労働省のまとめによると、2017(平成29)年度中に、全国210ケ所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は133,778件で、年々増加傾向にあり、過去最多となっています。虐待の内容別では、子どもの前で配偶者に対して暴力をふるう「面前DV」や、子どもに暴言を浴びせるなどの【心理的虐待】が72,197件と最も多く、【身体的虐待】が33,223件、【ネグレクト(養育の放棄・怠慢)】が26,818件、【性的虐待】が1,540件となっています。

2017 (平成29) 年度中の紀南児童相談所における、田辺市の児童虐待相談の受付件数は91件で、内容別では、【心理的虐待】が41件、【ネグレクト】が34件、【身体的虐待】が16件で【性的虐待】はありませんでした。

第4章 人権問題の現状と課題

また、2017(平成29)年度中に、本市の家庭児童相談室で対応した相談人数は147人で、その内、虐待相談件数は96件となっています。

文部科学省の調査によると、2017(平成29)年度における全国の「いじめ」の件数は414,378件で、前年度より91,235件増加し、過去最多となっています。

2017(平成29)年度中の、本市のいじめ認知件数は8件(小学校4件、中学校4件)となっています。

「いじめ」は、人間としての尊厳を踏みにじり、時には生命にもかかわる重大な問題であり、絶対に許されない行為です。

また、いじめ等が原因となる不登校は、教育を受ける権利を保障する上でも、さらに子どもの人格形成にも大きな影響を与えていると考えられます。

こうした中、本市では、2014(平成26)年3月に「田辺市いじめ防止基本方針」を策定し、また同年7月には「田辺市いじめ防止等に関する条例」を施行し、いじめの防止等のための対策を定めることで、児童等の人権が守られ、安心して生活ができるよう、市、学校、家庭、地域住民、その他の関係者が連携し、いじめを許さない社会の実現をめざしているところです。子どもは社会の宝であり、未来を担うかけがえのない存在です。親からの虐待や、いじめなどにより辛く苦しい思いをしている子どもにいち早く気づくためには、家庭・学校・地域・関係機関等が幅広く連携した取組が必要です。

子どもの貧困の問題については、近年、社会問題として認識されつつありますが、国民生活基礎調査における子どもの相対的貧困率は、2012(平成24)年の16.3%から2015(平成27)年の13.9%へと2.4ポイント改善しており、全国消費実態調査においても2009(平成21)年の10.1%から2014(平成26)年の9.9%へと0.2ポイント改善しているものの、依然高い数値で推移しています。貧困の世代間連鎖を断ち切るためには、教育、生活両面からの支援が必要です。

また、子どもを単に保護や指導の対象としてのみ捉えるのではなく「児童憲章」や「子どもの権利条約」の理念に基づき、子どもを独立した人格として尊重する意識を持つことが大切になります。

すべての子どもが性別、国籍、障害の有無、生まれた環境にかかわらず、自らをかけがえのない存在であると実感でき、自分の人権の大切さを知ることによって、他人の人権も大切にできる意識を育むことができるように、発達段階に応じた総合的な支援を図るとともに、子どもの人権についての教育・啓発を推進しています。

(3) 基本的な取組

① 子どもは権利を享受し行使する主体であるとの認識

「教育基本法」、「児童福祉法」、「児童憲章」、「子どもの権利条約」などを踏まえ、すべての子どもは、権利を持った一人の人間として尊重され、権利の主体として子どもの人権が保障される社会を実現するための教育・啓発を推進します。

② 豊かな人権感覚を持った子どもの育成

生命の尊さに気づき、自分を大切にするとともに、自分自身の言動に対して も責任を持ち、他の人の人権を尊重できる、豊かな人権感覚を持った子どもを 育成するため、発達段階に応じた教育・啓発を推進します。

③ 子どもの人権を尊重する健全な環境づくり

子どもの人権尊重意識の形成には、大人が規範意識や倫理観を高め、人権を 大切にする生き方を示すことが重要になります。

このため、親自らの学習活動に対する支援をはじめ、親子での体験学習の促進など、温かい親子関係を育み、親子がともに学ぶことができるような施策を学校や地域と連携を図りつつ進めます。

また、安心して子どもを育てられる環境づくりをめざし、書籍や映像ソフト、 **インターネット**等における有害な情報から子どもを守るために、環境浄化の取組にもより一層努めます。

④ 子どもへの「虐待」、「体罰」、「いじめ」の防止と相談体制の充実

子どもに対する「虐待」や「体罰」、「いじめ」の問題は、子どもの健やかな発育・発達を損なうだけでなく、心身に重大な影響を及ぼし、中には死に至るような深刻なものもあり、緊急かつ適切な対応を要します。家庭、学校、地域、関係機関等が幅広く連携して、「発生の予防」、「早期発見、早期対応」、「保護・支援」に向けた取組の充実に努めます。

さらに、**児童虐待**については、転居等により支援が途切れることのないよう、 他の自治体や児童相談所をはじめとした関係機関との情報共有に努めます。

また、近年では「ネットいじめ」と呼ばれるインターネット上の掲示板や ブログ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) を悪用した問題 も発生しており、子どもたちを取り巻く環境の変化に対応した学習会等の充実 を図ります。

第4章 人権問題の現状と課題

⑤ 社会生活を円滑に営むことが困難な子どもの支援

社会になじめずに、自宅に**ひきこもり**がちな子どもや不登校児童・生徒などに対して、各種相談や学習機会、社会と触れ合う交流の場などを提供し、自ら社会的自立に向かうよう支援の充実に努めます。

⑥ 子育てしやすい環境づくり

「子どもは社会の宝」であるとの認識で、家庭、学校、地域が一体となって子育てを支援する環境づくりを推進するとともに、子育て世代が集う場や地域における居場所づくり、保育サービス等の充実など、子育てと社会参加の両立支援の促進に努めます。

⑦ 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されることがないよう、貧困の連鎖を防ぐため、幼児教育等の無償化や就学援助などの教育支援、子どもの就労支援や家庭への生活支援、保護者の就労支援などの経済的支援に努めます。

4. 高齢者の人権

(1)基本認識

1992 (平成4)年の国連総会において、1999 (平成11)年を「国際高齢者年」とする決議がされました。

わが国でも、1995(平成7)年に「高齢社会対策基本法」が施行されるとともに、翌年には、高齢者の社会参加や地域社会との共生をめざす「高齢社会対策大綱」が 策定され、その後この大綱は見直されながら、現在も様々な取組が行われています。 わが国では、平均寿命の大幅な伸びや出生率の低下による少子化等を背景として、 人口の4人に1人が65歳以上の高齢者である超高齢社会となっています。

また、核家族化が進む中で、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増えていることなど、生活環境は大きく変化するとともに、介護を必要としたり、 認知症を発症したりする高齢者が増えています。

こうした状況の中、高齢者に対する身体的・心理的虐待、養護・介護の放任や放棄(ネグレクト)、あるいは高齢者の財産を家族等が無断で処分するなどの経済的虐待、介護施設等の従事者による虐待などの人権侵害が大きな社会問題になっており、高齢者の尊厳の保持において**高齢者虐待**を防止することが重要であることから、2006(平成18)年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。なお、同年6月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)」が施行されています。

また、心身の状況により様々なサービスや介護を必要とする高齢者が増加している一方、働く意欲と能力を持ち可能な限り自立した在宅生活を送りたいと考えている高齢者も多くいます。

このようなことから、超高齢社会における様々な対策は、高齢者の多様なニーズ にきめ細かく対応して、実施する必要があります。

しかしながら、現実には、著しく高齢化が進む中、介護に関する問題や孤独死、 虐待、また近年では、高齢者や障害のある人等を狙った様々な詐欺や悪質商法等の 被害が多く発生するなど、高齢者の人権にかかわる様々な問題が生じています。高 齢者問題は、すべての人の課題であり、誰もが出会う問題です。

高齢者の人権を考えるとき、高齢者を福祉の対象としての「保護の客体」と見るのではなく、「権利の主体」として理解することが大切です。

(2) 現状と課題

本市では、2018(平成30)年に今後の高齢者保健福祉のあり方について、また介護予防事業や介護保険事業の充実、健康寿命の延伸及び**地域包括ケアシステム**の構築の促進などを取りまとめた「田辺市長寿プラン2018」を策定しました。

この計画に基づいて、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を続けていくことができるように支援するほか、介護を必要とする高齢者が尊厳を持って生活することができる環境づくりや社会参加の促進、施設サービスの充実など、様々な取組を総合的に推進しています。

2018 (平成30) 年3月末現在、本市の人口は74,877人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は23,954人です。全人口に対する高齢者人口の割合(高齢化率)は、32.0%となっており、総務省の調査による2017(平成29)年の全国高齢化率の27.7%と比較して4.3ポイント高くなっています。

特に、山間地域を中心に高齢化が進んでおり、旧田辺地域の高齢化率が30.1%である中で、本宮地域48.0%、中辺路地域44.2%、龍神地域41.4%、大塔地域35.7%といずれも高くなっています。

また、市全体で、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加の傾向にあり、特に男性よりも女性の高齢化率が高くなっています。

高齢者の問題を考える時、高齢化に伴う身体機能の低下や疾病、障害などに関する健康上の問題と、豊かな老後を送るための生きがいの問題が重要となります。

超高齢社会となった本市では、高齢者一人ひとりが生涯にわたって、住み慣れた 地域で心豊かに生きがいのある生活を営むことができるよう、それぞれの地域性を 視野に入れた高齢者福祉対策に取り組んでいます。

すべての市民が高齢者問題を自分自身の問題として捉え、高齢者の尊厳が保障されるよう、教育・啓発を推進する必要があります。

(3) 基本的な取組

① 高齢者に対する人権侵害の防止

超高齢社会を迎え、高齢者も地域社会の一員として役割を担うことが、すべての世代がいきいきと暮らしていける基盤となります。

高齢者の尊厳について正しい理解と認識を深め、「ともに生きる社会」の形成に向けた人権啓発を推進します。

また、**高齢者虐待**の防止や、虐待を受けた高齢者の保護及び支援を実施するために、「高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会」を開催し、庁内の関係各課のほか、警察、介護事業所、医療機関などの関係機関と連携し、高齢者の権利擁護の強化を図ります。

② 高齢者を地域で支え合う環境づくり

人生経験が豊かな高齢者が大切にされ、安心して住み慣れた地域で快適な生活が続けられるよう、地域全体で高齢者を支え合う環境づくりのための啓発及び支援を進めます。

また、高齢化率の高い地域等の地域特性に合わせて、高齢者の心身の健康維持・増進や、近隣との付き合いの継続、定期的に訪問してくれる人を含めた見守りシステムなどの支援体制の構築をさらに推進していきます。

③ 高齢者の自立と生きがい対策の推進

高齢者が持つ豊かな知識や経験等を地域社会に活かせるようにボランティア活動、世代間交流など、地域に根差した活動を支援し、いつまでも生きがいを感じられる地域社会づくりを支援します。

また、シルバー人材センターの活動を促進し、高齢者が長年増ってきた豊かな知識や技能、能力を活かせる就労機会の提供に努めます。

④ 高齢者を介護する家族への支援

高齢者の虐待につながりやすい状況として、介護による身体的・精神的苦痛やストレス、不安などが報告されています。高齢者を介護する家族が過重な負担を強いられることのないよう、**地域包括支援センター**を中心に相談活動等の総合的な支援に努めます。

また、徘徊行動がある認知症高齢者の事故を未然に防止するための支援や、 家族の身体的・精神的及び経済的負担を軽減するための支援に努めます。

⑤ 高齢者の財産、権利を守るための支援

高齢者や障害のある人等を狙った様々な詐欺や悪質商法等の被害が大きな社会問題になっています。高齢者の財産や権利を守るため「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」の周知に努めるとともに、地域包括支援センター等の関係機関と連携して相談・支援体制の充実に努めます。

⑥ 「田辺市長寿プラン2018」に基づいた総合的な施策の推進

上記プランの基本理念である「住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心 して暮らし続けられる地域社会の実現」をめざしていくため、高齢者の生活の 質の向上や、介護保険制度の円滑な実施等に向けた総合的な施策を推進します。

⑦ 避難行動要支援者の支援対策

災害時における避難において、支援が必要な高齢者の安全を確保するため、 本人の意向を尊重しつつ「避難行動要支援者名簿」に登録し、必要な情報を関係機関と共有し連携をするとともに、日頃の「地域のつながりづくり」を行う ことにより、災害時において迅速かつ、適切な対応ができるように努めます。

⑧ 高齢者にやさしい生活環境の整備

「バリアフリー法」や「田辺市長寿プラン2018」等に基づき、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間全体のバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮し、高齢者だけでなく、すべての人が安全に安心して生活ができる環境整備を進めます。

5. 障害のある人の人権

(1)基本認識

わが国においては、2004(平成16)年に「障害者基本法」が改正され、障害を理由とする差別禁止の理念が法律に明記されるとともに、12月9日の「障害者の日」が12月3日から9日までの「障害者週間」に拡大されました。同週間では、障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し「共生社会」の理念の普及を図るための多彩な行事が開催されています。

しかし、障害のある人に対する理解や配慮はいまだ十分とはいえず、そのため、 障害のある人の自立や社会参加が阻まれている状況があり、また障害のある人に対 する暴行や虐待などの問題も発生しています。

このような中、2006(平成18)年に国連において「障害者権利条約」が採択され、 わが国は2007(平成19)年に条約に署名し、条約批准に向けた国内法の整備が進め られることとなりました。

2011 (平成23) 年に「障害者基本法」の改正、2012 (平成24) 年に「**障害者虐待** の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「障害者虐待防止法」という。)」の制定、2013 (平成25) 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)」の制定、同じく2013 (平成25) 年に「障害者差別解消法」の制定を行うなどの基本的な法整備が進められ、2014 (平成26) 年に「障害者権利条約」の140番目の批准国となり、条約の理念に基づいて障害者施策を推進することとなりました。

2016(平成28)年4月には、「障害者差別解消法」が施行され、行政機関や事業者に対する「不当な差別的取扱いの禁止」と、障害のある人が生活する上での「社会的障壁」を取り除くための「**合理的配慮**の提供」が求められることとなったほか、「障害者雇用促進法」の改正においても、「雇用分野における差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が事業主に求められています。

このように、障害があっても差別されることなく自分の能力を発揮して、共に生 きることのできる社会の実現に向けた取組が徐々に広まってきています。

内閣府がまとめた「平成30年版障害者白書」によると、わが国で障害のある人は、 身体障害児者が約436万人、知的障害児者は108万2千人、精神障害者は約392万4 千人となっています。単純に合計すると、約936万6千人となります。

また、身体障害児者約436万人のうち、65歳以上の人は、約321万人と約7割を占めており、高齢化が急速に進む中で、何らかの障害を持って生活を営む人々が、地域社会の中で大きな割合を占めるようになってきています。

第4章 人権問題の現状と課題

障害のある人だけでなく、すべての人が安心して幸せに暮らせるまちづくりのためには、私たちの生活の中にある障壁(バリア)について正しく理解し、取り除く必要があります。

バリアについては、次のようなものがあります。

① 「物理的バリア」

階段や歩道の段差、通行を妨げる障害物、点字ブロックやスロープ、エレベーターの不備など建物や道路、交通機関などに関するバリア

② 「制度的バリア」

入試や就職試験、資格試験における、障害を理由とした欠格事由や、**補助犬** (盲導犬、介助犬、聴導犬)と共に、レストラン、スーパーマーケット等の施設 へ入れるにもかかわらず受け入れが不十分などのバリア

③ 「文化・情報面のバリア」

音声案内や点字・字幕がない、講演会などで手話通訳や要約筆記が不十分など 情報の伝達に関するバリア

4) 「意識(心)のバリア」

障害のある人についての無理解や無関心、偏見など人々の意識(心)のバリア

こうしたバリアをなくす「**バリアフリー**」を進める中で、重要なのは、障害のある人を最初から「特別視する」意識や、偏見・差別的なまなざしという「意識(心)のバリア」を解消することです。

障害のある人の人権問題は自分とは無関係と考えがちですが、疾病や事故などに 伴なって生じる障害に誰もが直面する可能性があります。

障害のある人もない人も同じように地域の中で活動することが通常の姿であるという「プーマライゼーション」の考え方に基づき、一人ひとりが社会の中でかけがえのない存在であるということを基本にした教育・啓発を進める必要があります。

(2) 現状と課題

本市では、2018 (平成30) 年に障害のある人や障害のある子どもを取り巻く様々な課題について、現状や意向を的確に捉えながら長期的な視点から総合的、効果的な障害者施策を推進するため、「田辺市第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画」を策定しました。

この計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」及び、改正児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的にしたもので、「一人ひとりが尊ばれ だれもが安心して暮らせる 障害者福祉(生涯福祉)のまち」を基本理念とし、障害の有無に関わらず、一人ひとりの尊厳が保障され、障害のある人が希望する場所で、安心して暮らせるための施策を総合的に推進しています。

2017 (平成29) 年度で、本市で身体障害者手帳を所持している人の数は3,710人、療育手帳を所持している人の数は816人、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の数は511人となっています。いずれかの手帳を所持している2,000人を対象に、同年度に実施した「田辺市第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画」に係るアンケートでは、「差別や偏見を感じることがあるか」という質問に対し『感じる』が【身体】で2割台、【知的】【精神】で4割台となっており、2012 (平成24) 年度の調査と同様の傾向がみられました。

このように、障害のある人の日常生活の実態は満足できる状況であるとは言えません。

その理由の一つとしては、現在の社会の仕組みや意識が、障害のある人及びその 家族と地域社会との結びつきを希薄にしていることなどが考えられます。

そのため、**ノーマライゼーション**の理念に基づき、障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し、支えあいながら地域社会の一員として、ともに安心して暮らせる社会の実現に向けて、障害のある人の人権を守り、市民がともに支えあう施策を推進する必要があります。

また、地域や日常生活の中にある「物理的な**バリアフリー**」とともに、障害のある人に対する偏見や差別をなくす「心のバリアフリー」の促進も重要です。

さらに、障害のある人の社会参加と自立を促進するために、在宅サービスや保健・医療体制の充実、権利擁護の推進、雇用・就労を支援する事業及び教育・啓発の充実など様々な事業を実施し、住み慣れた地域で生きる喜びを感じ、安心と尊厳をもって暮らすことのできるまちづくりが求められています。

(3)基本的な取組

① 障害のある人に対する人権侵害の防止

障害のある人の人権が尊重される社会の形成に向け、障害のある人の特性や 障害への正しい理解と認識を深めるための教育・啓発を推進します。

また、障害のある人への虐待の防止や、虐待を受けた障害者の保護及び支援を実施するために、「高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会」を開催し、 庁内の関係各課のほか、警察、介護事業所、医療機関などの関係機関と連携し、 障害のある人の権利擁護の強化を図ります。

② 障害のある人を地域で支え合う環境づくり

障害のある人が大切にされ、安心して住み慣れた地域で快適な生活ができるよう、地域全体で支え合う環境づくりのための啓発及び支援を進めます。

また、保育所、幼稚園、学校、地域等において学習の機会や、障害のある人とない人の交流機会の拡大に努め「心のバリアフリー」を促進します。

③ 障害のある人の社会参加の促進

自由な社会参加が可能となる社会とするため、生活環境面での物理的なバリアフリーや、補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)に対する理解など、障害のある人が安心して生活できるまちづくりに取り組みます。

④ 雇用・就労の支援と社会参加の促進

雇用・就労は、障害のある人の社会参加や自立した生活を送るためにも、また自己実現を図るためにも重要であり、障害のある人がその適性と能力に応じて、可能な限り雇用の場に就き、職業を通じて社会参加できるよう、教育・福祉・雇用等の各分野との連携を図ります。

⑤ 障害のある人の財産、権利を守るための支援

高齢者や障害のある人等を狙った様々な詐欺や悪質商法等の被害が大きな社会問題になっています。障害のある人の財産や権利を守るため「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」の周知に努めるとともに、田辺市障害児・者相談支援センターゆめふる等の関係機関と連携して相談・支援体制の充実に努めます。

⑥ 「田辺市第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画」 に基づいた総合的な施策の推進

上記計画の基本理念である「一人ひとりが尊ばれ だれもが安心して暮らせる障害者福祉(生涯福祉)のまち」を実現していくため、障害の有無に関わらず、一人ひとりの尊厳が保障され、障害のある人が希望する場所で安心して暮らせるまちに向けた施策を総合的に推進します。

⑦ 避難行動要支援者の支援対策

災害時における避難において、支援が必要な障害のある人の安全を確保するため、本人の意向を尊重しつつ「避難行動要支援者名簿」に登録し、必要な情報を関係機関と共有し連携をするとともに、日頃の「地域のつながりづくり」を行うことにより、災害時において迅速かつ、適切な対応ができるように努めます。

⑧ 障害のある人にやさしい生活環境の整備

「バリアフリー法」や「田辺市第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画」等に基づき、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間全体のバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮し、障害のある人だけでなく、すべての人が安全に安心して生活ができる環境整備を進めます。

⑨ 「障害者差別解消法」の周知や理解を図る

「障害者差別解消法」について、広く周知するとともに、法の理念を踏まえた 人権教育・啓発に取り組みます。

6. 外国人の人権

(1)基本認識

近年では、交通手段や情報通信技術の急速な発展により「人、モノ、情報」の交流が国境を越えて活発化し、社会、経済、文化の面において、国際的な相互依存の関係が深まる中で、様々な国籍をもった人たちが日本で生活するようになってきました。

1995(平成7)年にわが国が批准した「人種差別撤廃条約」では、人種的相違に基づく優越性のいかなる理論も科学的に誤りであることを明記しております。

また、日本国憲法では、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、わが国に在留している外国人についても等しく基本的人権の享有が保障されるとしています。

しかし、言語、文化、習慣、価値観等の相違による相互理解の不足等から、近隣住民との摩擦や偏見、アパートやマンション等への入居拒否、就労に関する不当な取扱いなど、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。

さらに、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする差別的言動、いわゆるへイトスピーチが社会的問題となっています。ヘイトスピーチは、主に街頭デモやインターネット上で行われ、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることになりかねません。

これらの言動はいかなる場合においても正当化することができない人権侵害であり、このような状況を踏まえ、2016(平成28)年6月に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

ヘイトスピーチのような差別的言動を許さず、外国人も日本人も同じように、安心して共に生きていく社会の実現をめざすことが、私たち一人ひとりに求められています。

現在、日本で暮らす外国人住民には「言葉の壁」、「意識(心)の壁」、「制度の壁」があると言われています。

こうした壁をなくすためには、国籍や歴史、文化、生活習慣、価値観等の違いに 関わらず、同じ地域に暮らす住民として、お互いの人権を尊重しあえる意識を育ん で、多様性を活かした「多文化共生社会」を築いていくことがますます重要になっ ています。

(2) 現状と課題

わが国に入国する外国人は年々増加しており、観光局のまとめによると、2018 (平成30)年の入国者数は、再入国者数を含めて約3,119万人で過去最高となりま した。

和歌山県の外国人住民数は、2017(平成29)年12月末には74ケ国、6,407人となっており、日常生活の様々な場面で外国人と触れ合う機会が増えています。

本市における外国人住民数は、2018(平成30)年12月末現在、25ケ国、260人で、 市の総人口に対する割合は0.35%となっています。

2012 (平成24) 年7月からは、外国人も日本人と同じ住民基本台帳に登録されるようになったことにより、従来にも増して、同じ住民として、国籍を問わず、誰にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりが求められています。

本市では、外国人との交流機会を提供することにより、市民レベルでの国際交流を図ることを目的とした「田辺市国際交流センター」を設置し、外国人向けの生活情報の提供や相談事業等を行っています。

また、世界遺産登録後に増加している外国人来訪者に対しても安心して過ごせるように、「田辺市観光センター」及び「田辺市街なかポケットパーク」には外国語対応のスタッフが常駐し、田辺市及び周辺エリアの観光案内等に応じています。

そのほかにも、外国語表記を含めた**ホームページ**の充実や市内案内看板の英語併記、緊急通報時における多言語通訳サービスの実施などの施策を展開しています。

しかし、言語、文化、習慣、価値観等の相違による相互理解の不足などから、外国人に対する偏見や差別意識が今なお存在しており、不利な条件での雇用や就労上における問題、日常生活におけるトラブル等が生じています。定住外国人の公務員への採用に係る国籍要件や地方参政権についても様々な議論が行われています。

こうした外国人に関わる問題を解決するためには、国籍や民族に関わらず、外国 人も地域に暮らす住民の一人として、文化や宗教、生活習慣などの違いを理解し、 これを尊重することが大切です。

真の国際化社会を実現するには、今後も、外国人も日本人も同じように共に安心して暮らせるまち「多文化共生社会」を推進することが不可欠となります。

(3)基本的な取組

① 外国の歴史、文化、風習等についての正しい理解と認識

外国の歴史、文化、風習について正しい理解と認識を深め、様々な価値観の 違いを認め合い、尊重し、国際化時代にふさわしい人権意識を育てるための教 育・啓発を推進します。

② 国際理解教育の推進

学校教育においては、外国の人を招くなど、多様な機会を設け、人種、民族、 国籍の違いを越え、個人として尊重し合い、外国の文化や伝統を尊重し、外国 人児童生徒とともに生きていく心や態度を育てる国際理解教育を推進します。

また、外国人児童生徒に対しては、日本語指導や生活適応指導など、適切な支援に努めます。

社会教育においては、様々な機会を通じて国際理解教育を推進するとともに、世界各国の多様な文化を理解するための啓発や学習機会の提供に努めます。

③ 外国人にやさしい生活環境の整備

外国人が言葉や制度の違いから生じる問題に対して、安心して快適な生活が送れるよう、「田辺市国際交流センター」を拠点として、外国語による生活情報の提供や相談活動の充実、日本語習得の支援を図ります。

また、**ユニバーサルデザイン**に配慮し、外国人だけでなく、すべての人が安全に安心して生活ができる環境整備を進めます。

④ 定住外国人の地方自治への参画

幅広い市民の意見を市政に活かしていくためには、多様な文化的背景や考え 方を持っている定住外国人の意見を求めることは大切です。

そのため、各種審議会への**参画**をはじめ市職員の採用についても、その必要性を検討していきます。

⑤ 「ヘイトスピーチ解消法」に基づく施策の推進

「ヘイトスピーチ解消法」の理念を踏まえ、民族や国籍の違いを越え、互いの人権を尊重し合う「多文化共生社会」の実現に向けて、関係機関と連携しながら人権教育・啓発に取り組みます。

7. 感染症・難病の人の人権

(1)基本認識

わが国には、様々な感染症や**難病**等の病気を抱えて暮らしている人がいます。

医療技術の進歩や医療体制の整備とともに、1999(平成11)年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、2009(平成21)年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されるなど、患者等の人権擁護に関する法律の整備で、感染症や難病等の患者や家族に対する社会の偏見や不合理な取扱いは徐々に改善されてきています。

しかしながら、誤った知識や理解不足から、これまで多くの偏見や差別を生み、 医療現場における診療拒否、就職拒否や職場解雇、公衆浴場への入浴拒否など、感 染症や難病等に対する理解と認識は十分ではありません。

「平成29年エイズ発生動向年報」によると、2017(平成29)年末における $\mathbf{H}^{'}\mathbf{I}\mathbf{V}$ 感染者は19,896人、 $\mathbf{x}^{'}\mathbf{x}^{'}$ 患者は8,936人となっており、感染者の増加が続いており、特に感染者の低年齢化が進行していることから、正しい知識や予防法を知ることが重要になってきています。

また、ハンセン病は、わが国では特殊な病気として扱われ、1907(明治40)年に「癩予防ニ関スル件」が制定されて以来、施設入所を強制する隔離政策がとられ、 患者は行動や住居、職業選択、学問、結婚の自由など、人間として基本的な権利が 奪われてきました。

さらに、強い偏見や差別は患者だけでなく家族にまで及ぶ状況がありました。

1953 (昭和28) 年に「らい予防法」が制定され、また治療薬が出来た後も、強制隔離をはじめとする人権剥奪が続きました。

1996(平成8)年に「らい予防法の廃止に関する法律」が制定されて、ようやく旧法の過ちが認められました。

難病のある人については、難病対策を充実させ、良質で適切な医療の確保と療養生活の質の維持向上を図るものとして、2015(平成27)年には、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行されています。

このように、法律の整備が進む中、エイズ患者・HIV感染症やハンセン病、難病等の人権問題の解決には、病気に対する正しい知識や理解の普及を図るとともに、それぞれの人権が尊重され、安心して社会生活に参加できる環境の整備が必要です。

(2) 現状と課題

近年、新規の**エイズ**患者や $\mathbf{H}^{'}\mathbf{I}\mathbf{V}$ 感染者については、男女を問わず20代、30代の若年層で感染が拡大しています。

エイズウイルスは、予防に関する正しい知識に基づいて日常生活を送れば、感染 しないことがわかっています。

ハンセン病は、感染力が非常に弱い「らい菌」による感染症ですが、今では、治療法も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症もなく治癒します。古くからハンセン病を患った人々に対する様々な偏見や差別があり、明治以降には、施設入所を強制する隔離政策が続けられた結果、患者やその家族に対する強い偏見や差別が存在しました。

2001 (平成13) 年には、熊本地裁で「らい予防法」のもとでの隔離政策を憲法違反とし、国の責任を認めた原告勝訴判決がなされました。

しかし、これまでの政策や病気に対する誤った知識や理解不足により、2003(平成15)年に起きたハンセン病元患者らに対する宿泊拒否事件にみられたように、依然としてハンセン病に対する偏見や差別が存在していることが明らかになりました。

こうしたことから、2009 (平成21) 年4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、また、2009 (平成21) 年度から、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行日である6月22日が、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定められました。

難病とは、原因がわからず、治療法も確立されていない病気のことを言います。 そのため、患者とその家族には経済的な負担だけでなく、精神的な負担が重くのし かかっているのが現状であり、より綿密に経済的及び精神的な支援を行うことが必 要となっています。

また、難病に対する理解不足により、心ない言葉をかけられたり、就労の機会が 失われることもあり、病気を周囲の人に隠して生きている人もいるなど、これらの 偏見や差別の解消が課題となっています。

様々な病気をめぐる状況は、医療技術の進歩や医療体制の整備、社会環境により変化するものですが、本市では、HIVやハンセン病、難病などに対する正しい知識の普及や啓発を図るとともに、関係機関と密接な連携を図り、適正な治療の確保と患者や家族への支援体制の充実に努めます。

(3)基本的な取組

① エイズ、ハンセン病などの感染症に対する正しい知識の普及

エイズの原因である**H** I V は、非常に感染力の弱いウイルスであり、正しい 知識と予防法を知ることで感染を防ぐことができます。

また、ハンセン病は適切な治療によって、完治する病気であり、感染する可能性は極めて低く、遺伝もしません。

感染症に関する正しい知識や理解を深めるよう教育・啓発を推進します。

② 学校教育におけるエイズ教育の推進

学校教育においては、発達段階に応じて正しい知識を身につけることにより、 エイズなどの感染症等に対する偏見や差別が生じないよう、人を思いやる心を 育む教育に取り組みます。

③ エイズやハンセン病患者・元患者の社会参加と社会復帰への支援

感染症や**難病**等に罹患した場合は、安心して適切な医療を受けられるよう県や関係機関と連携し、医療機関や医療費助成制度等について情報提供を行います。

また、エイズやハンセン病患者・元患者に対する偏見と差別をなくし、元患者や感染者等の人たちが社会参加や社会復帰できるよう関係機関と連携を深めます。

④ 難病患者やその家族の人権に配慮した支援体制

難病患者やその家族の不安の解消を図り、人権やプライバシーの保護に努めるとともに、安心して社会生活ができるよう医療・福祉関係機関と適切な連携を深めます。

8. 犯罪被害者等の人権

(1)基本認識

犯罪被害者やその家族又は遺族は、被害に遭ったという身体的・精神的な被害だけではなく、治療のための医療費や休業・休職・退職したことによる損失等の経済的負担、さらには捜査や裁判にかかる時間的負担などに苦しんでいます。

また、マスメディアによる過剰な取材や報道、インターネット上の悪意のある書き込み等によるプライバシーの侵害、名誉毀損などの二次的な被害も深刻な問題となっています。

1981 (昭和56) 年に「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」が施行され、この法律に基づき、故意の犯罪行為により、死亡した被害者の遺族や身体に重い障害が残った被害者に対し、国が給付金を支給する犯罪被害者給付制度が発足しました。

その後、1999(平成11)年には、被害者等の方々に対し、できる限り、事件の処分結果、犯人の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を通知できる「被害者等通知制度」が施行されました。

また、政府をはじめ、関係機関、マスメディア及び民間の被害者支援団体等で被害者支援の重要性の認識が高まる中、2005(平成17)年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者やその家族に対する配慮や保護などの支援体制が改善されてきました。

しかし、制度面の改善だけではなく、犯罪被害者やその家族に対する無責任なう わさや中傷、興味本位の取材などがなされないよう人権に配慮していくことが大切 です。

(2) 現状と課題

犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害のほか、無責任なうわさや心ない中傷 等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされるなどの問題があります。

特に大きな精神的・心理的ショックを受けることにより、**トラウマ(心的外傷)**や**PTSD(心的外傷後ストレス障害)**などの症状が残ることもあり、犯罪被害者等が受ける精神的被害は深刻です。

犯罪被害者に対する理解と支援には「犯罪は被害者に対する人権侵害であり、だれもが犯罪被害者になる可能性がある。」という認識の上に立って、被害者及びその家族を社会全体で支え合う環境をつくることが大切です。

(3) 基本的な取組

① 犯罪被害者等の人権についての理解と認識の促進

市民一人ひとりが、犯罪被害者等が受けている直接的・間接的被害に対する 現状や支援の必要性を認識し、犯罪被害者等への理解を深めるための啓発を推 進します。

② 犯罪被害者等のプライバシーを守る努力

社会の風潮等へ多大な影響力をもつマスメディア等のあり方についての啓発を推進します。

③ 犯罪被害者等を励まし、支える社会づくりの促進

犯罪被害者やその家族に対する精神的支援をはじめとする各種支援活動(電話及び面接相談、病院や裁判所への付き添い、国への給付金申請の直接支援、支援員の養成及び研修、支援に関する啓発事業)を目的に設立された「公益社団法人 紀の国被害者支援センター」の活動への支援を行うなど、犯罪被害者等への情報提供、相談・カウンセリング体制の整備並びに負担軽減等を進め、犯罪被害者等を励まし、支える社会づくりを推進します。

④ 再被害を防止するための連携

犯罪者の再犯防止は、犯罪被害者等を救済することにつながるという認識の もと、再被害を防止するために田辺保護司会・更正保護法人和歌山県更正保護 協会や地域との連携を深めます。

9. 刑を終えて出所した人の人権

(1)基本認識

刑を終えて出所した人は、社会の根強い偏見や悪意のある噂などのため、住宅の確保や就職など、基本的な生活基盤を築くことが難しく、本人に真摯な更生意欲があっても、社会復帰は厳しい状況にあります。

また、刑を終えて出所した本人だけでなく、その家族も社会からの偏見や差別を 受けることがあります。

刑を終えて出所した人が社会の一員として生活を営むためには、本人の強い更生 意欲とともに、家族、職場、地域社会など、周囲の人々の理解と協力が何よりも必 要です。

犯罪から人々を守り、安心して暮らせる社会を築くためには、警察や司法が、犯罪の取締りを強化し、犯罪者を罰するだけでは十分ではありません。罪を犯した人が再犯しないよう、温かく支援する地域社会づくりが重要になります。

2016 (平成28) 年には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。

この法律は、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の一員になれるように支援することで、再犯を防止し、安全で安心できる社会の実現をめざしたものです。

国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務があり、また、 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の 状況に応じた施策に努める必要があります。

(2)現状と課題

罪を犯した人の更生を援助する機関として、警察、少年鑑別所、児童相談所、青少年センターがあり、地域ぐるみによる少年の非行防止並びに健全育成活動を行うボランティアとして、田辺市・上富田町青少年センター協議会長から委嘱された少年補導委員と県警察本部長から委嘱された少年補導員が活動しています。

また、犯罪をした者や非行のある少年が社会の一員として立ち直るための支援として、国とボランティアとが協力して指導・援助する「更生保護」があります。その中に、法務大臣から委嘱された保護司があり、保護観察官と協働して保護観察や生活環境調整を行うほか、犯罪や非行の予防活動をしています。

本市においても、田辺保護司会の活動に対して支援や連携を行っています。

和歌山県では「和歌山県地域生活定着支援センター」において、高齢者又は障害のある人で、刑務所等矯正施設からの退所者・退所予定者及び被疑者・被告人のうち、福祉的支援が必要とされる人の社会復帰や再犯防止のための支援をしています。 犯罪や非行を予防し、明るい社会を築くためには、地域社会における人と人とのつながりが大切です。

そのため、大人も子どもも地域の一員として、温かい人間関係を築く努力を普段から続けることが大切です。

(3)基本的な取組

① 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別の解消

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別を解消するための教育・啓発を推進します。

② 刑を終えて出所した人の社会復帰への支援

刑を終えて社会復帰をしようとする人を受け入れる社会環境をつくっていく ための啓発を行います。

また、出所した人が社会復帰を果たせるよう、必要な受け入れ態勢の整備や、 更生を図るための指導や生活上の助言などの立ち直りを支援する活動を行って いる、田辺保護司会や更生保護法人和歌山県更生保護協会に対する支援を行い ます。

③ 青少年の健全育成

青少年の健全育成を図る地域づくりに積極的に参加するよう関係機関と連携 を深めます。

また、保育所や幼稚園、小・中学校などとの係わりを通して非行防止活動を行い、犯罪をした者や非行のある少年の改善更生に協力している、田辺保護司会や田辺地区更生保護女性会に対する支援を行います。

10.情報と人権

1. プライバシー権の保護

(1)基本認識

情報化社会の進展に伴って、コンピュータやネットワークを利用した大量の個人情報が処理されており、個人情報の取扱いについては、今後ますます拡大していくことが予想されます。

わが国では、2003(平成15)年に、行政機関や企業に対し、個人情報の適正な取扱いを義務付ける「個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)」が施行されました。

また、2007(平成19)年には、「住民基本台帳法」等が改正され、住民票等の交付については個人情報保護に留意した制度に再構築されました。

近年、行政機関や企業等が保有する個人情報の流出事件が発生するとともに、個人の住民票・戸籍謄本や企業の顧客情報等の個人情報が不正に取得され売買される事件も発生しています。

個人情報の保護は、**プライバシー**保護の観点から、国民一人ひとりに保障されるべき基本的人権の問題であるとの認識が重要です。

(2) 現状と課題

情報通信技術の発展により、行政機関や企業において個人情報の収集が便利になった反面、本人の知らない間に個人情報が外部に漏えいしたり、不正な取得により 悪用される出来事が発生しています。

本市では、地方公務員法に基づく公務員の守秘義務による個人情報の保護に加え、2005 (平成17) 年に「田辺市個人情報保護条例」を施行し、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、個人情報の開示や訂正の手続き等を定めています。

また、2013(平成25)年には、「田辺市事前登録による本人通知制度」を開始し、 住民票や戸籍謄本等の不正取得の抑止や早期発見、不正取得による個人の権利侵害 の抑止及び防止に取り組んでいます。

個人情報は、個人の人格と密接に関連しており、慎重に取扱うことが重要である ため、個人情報保護法の基本的な考え方に基づき、官民一体となって個人情報の保 護に取り組む必要があります。

(3)基本的な取組

① 個人情報の流出の防止

個人情報の流出は、プライバシーの侵害につながり、多大な損害を与えることもあり、パソコンへの不正侵入防止対策や「田辺市個人情報保護条例」及び「田辺市情報セキュリティポリシー」に基づく個人情報等の適正な取扱いに努めます。

② 「田辺市事前登録による本人通知制度」の普及

住民票や戸籍謄本等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の抑止や 防止を図るため、「田辺市事前登録による本人通知制度」の普及に努めます。

2. インターネット等による人権侵害

(1)基本認識

現代社会は、スマートフォンなどのモバイル電子機器の普及と**インターネット**などの情報通信技術の発達により、情報の収集・発信・コミュニケーション手段において大きな進歩や変革の中にあります。

「平成30年版情報通信白書」よると、2017(平成29)年の世帯におけるインターネット利用率は80.9%となっており、またスマートフォンの保有率がパソコンの世帯保有率を上回り、より情報の収集・発信等が容易になっています。

しかし、一方で匿名性や情報発信の容易さから、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) やホームページ、ブログ等に個人や集団への誹謗中傷や、差別を助長する表現を掲載する等の人権侵害が発生しています。

2002(平成14)年には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」が施行され、インターネット上における情報により権利の侵害があった場合、侵害情報を削除する措置をプロバイダ等に促し、被害者の救済を図ることとしました。

インターネット等については、小・中学生や高校生等の利用が年々増加する一方で、人を傷つける書込みにより、子どもが被害者にも加害者にもなり、いじめ等のトラブルが引き起こされる「ネットいじめ」が問題となっています。また、有害な情報の閲覧から子どもが詐欺等の犯罪に巻き込まれる事件なども発生しています。

こうした状況を踏まえ、2009(平成21)年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、インターネット関係事業者に**閲覧制限(フィルタリング)**の提供を義務化するなどの対策が講じられています。

(2) 現状と課題

今日、**インターネット**の利用者は低年齢化し、幼い頃からインターネットに触れる機会が増えてきています。

インターネットは、私たちの日常生活をはじめ、学校・職場などあらゆる場面で、大きな存在となっていますが、その反面、使い方を誤ったり、悪意をもって使ったりすると「凶器」にもなります。

また、インターネット上には、いじめや自殺、差別、誹謗中傷等を内容とする情報のほか、わいせつ画像や残酷な画像など、有害な情報も数多くあります。家庭や学校では、操作・技能面だけでなく、ルールとマナーを守って正しく使うための指導が重要となります。例えば、

- ・他人の悪口や誹謗中傷など人を傷つける内容を掲載しない。
- ・間違った情報や違法な情報を掲載しない。
- ・他人の個人情報や文章、写真などを無断で掲載しない。
- ・個人情報を掲載する時は、危険性があることに注意する。
- ・他人から誹謗中傷を受けた時は、保護者や教職員にすぐ相談する。
- ・インターネット上の情報については、すべて正しい情報と受け入れるのではな く、善悪の判断を働かせること。

などがあげられます。

インターネットやスマートフォン等に関するルールやマナーについて日頃から、 大人が子どもたちと話し合い、きちんと教えていくことが大切です。

また、職場では、パソコンや記録媒体の持ち出し、廃棄、再利用などのルールについても決めておくことが必要です。

(3)基本的な取組

① 情報モラル教育の推進

インターネットを利用する時は、常に、画面の向こうには人がいるということを意識して、お互いの人権を尊重することを正しく理解するとともに、被害者にも加害者にもならないよう、**情報モラル**教育を推進します。

② 人権侵害への対応

インターネット上の人権侵害については、速やかにプロバイダ等への削除依頼ができるよう、法務局、県、関係機関と連携しながら、適切な対応に取り組みます。また、ネット上での人権侵害に関する相談体制についても充実を図ります。

11. 災害と人権

(1)基本認識

2011 (平成23) 年3月11日に発生した東日本大震災は、地震や大津波の発生により多くの命を奪い、壊滅的な被害をもたらすなど未曾有の大災害となりました。

さらに、福島第一原子力発電所事故により、被害はより深刻なものとなり、周辺住民に避難指示が出されるなど、今もなお多くの人々が住み慣れたまちを離れて避難生活を余儀なくされています。

また、被災された人に対し、避難先や学校等で放射能汚染についての風評に基づく嫌がらせやいじめなど、様々な人権問題が発生しました。

和歌山県においても、同年9月に起きた紀伊半島大水害において、多くの命が失われ、長期間の避難所生活を余儀なくされた人々がいました。

災害が起きた時、誰もが通常の生活では感じたことのないような大きな不安やストレスを感じ、人権感覚が揺らぎます。

このような状況においては、特に高齢者や障害のある人、女性、子ども、外国人、 妊産婦、病気の人などへの配慮が行き届かず、様々な問題が発生しています。

高齢者の中には、瞬時の判断や行動が難しく、災害時にすばやい行動がとれない人や、情報の入手が困難な人もいるため、地域全体で、日頃からこうした状況を把握し、助け合いができる関係を築いておくことが大切です。

障害のある人の中には、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由、発達障害、言語障害、 内部障害など、様々な特性があることを正しく理解し、一人ひとりの特性に応じた 配慮や支援が必要です。

避難所においては、女性に対する配慮が欠ける場合もあります。生理用品等が不足したり、授乳や着替えをしたりする場所がないことなどがあり、女性の立場に立った配慮を行うことも必要となります。

子どもは災害時には、大人以上に動揺してしまい、状況に応じた行動がとれない ことがあります。子どもに対しては、しっかり話を聴き、安心感を与えるなど、心 のサポートやケアが大変重要となります。

また、外国人は言葉の問題もあり、その不安がより大きくなることが考えられることから、増加する外国人観光客も含め、言語、生活習慣、防災意識が異なる外国人への対応が必要となります。

このように、一人ひとりの事情を考慮しながら、人権意識を持って、災害時にどのような対応をするべきかを考えておくことが大切です。

第4章 人権問題の現状と課題

また、大災害においては、行政による被災者救助が難しい状況となるため、地域 コミュニティでの助け合いである「共助」が重要となります。

災害が起きた時に、困っている人の助けになるのは、同じ地域に暮らす人々です。 普段から、コミュニティにおいて「人と人とのつながり」を強めておくことが大変 重要となります。

(2) 現状と課題

近年は、毎年のように日本の各地で自然災害が発生し、大きな被害がもたらされています。

本市は、紀伊半島の南西部に位置し、度々台風の経路となり、2011 (平成23)年9月の台風12号では、一部地域において24時間雨量が900mmを超える記録的な豪雨となり、河川の氾濫や山腹の深層崩壊等による大災害が発生し、尊い命や多くの財産が失われました。

また、近い将来に発生が懸念される大規模な地震の発生帯である南海トラフに近接していることから、気象的にも地形的にも多種多様な災害の危険性を伴う条件下にあります。

本市では、災害が起きた時に、避難行動等が困難であることが予想される高齢者や障害のある人等を災害から守るため「田辺市避難行動要支援者名簿」を作成し、随時更新に努めています。この名簿への登録に同意された方の情報は、自主防災組織、町内会・自治会、民生委員・児童委員、消防機関、警察機関、社会福祉協議会などの避難支援等関係者に事前に提供し、平常時においては登録者の見守り活動を行い、非常時には避難支援や安否確認等に活用しています。

また、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び市の「田辺市地域防災計画」等を踏まえ、要支援者の総合的な避難支援対策を講ずるための指針となる「田辺市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」を2018(平成30)年に改定しました。

この計画においては、自分の身は自分で守る「自助」、地域住民による支援である「共助」を基本に、行政による支援「公助」を併せ、要支援者に応じた十分な配慮を行い、情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることをめざしています。

大規模な災害が発生した場合においては、避難所での生活は長期にわたる場合が 想定されます。しかし、避難所における「生活の質」には課題が多く、水、食料、 トイレ等は不十分で、冷暖房も限定的であり、狭い空間での生活によって、避難者 が体調を崩すおそれがあります。

こうした中で、高齢者、障害のある人、妊産婦、病気の人など配慮が必要な方には、避難者全体で見守る体制づくりが重要です。

また、女性や子どもへの対応としては、例えば、生理用品や更衣室スペース、授乳室の必要性等を配慮することで、多くの人が安心して過ごすことができる環境を維持できます。こうしたことから、避難所運営における女性の**参画**を推進し、男女双方の視点等に配慮することが必要です。

外国人の対応については、本市においても、世界遺産の登録後に多くの外国人観光客の姿が見られるようになりましたが、災害が起きた時、日本語が分からないため、防災行政無線等から伝達される情報を理解できず、また他地域からの来訪者は土地勘が無いこともあり、混乱を起こしてしまうことも考えられます。

あわせて、被災した外国人の不安を解消するため、様々な言語に対応できる相談 窓口の設置等が必要です。

災害時において、一人ひとりの命・人権を守ることについて、平常時から考えた 取組を推進することが重要となります。

(3)基本的な取組

① 災害弱者の視点を取り入れた施策の推進

「田辺市地域防災計画」や「田辺市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」に基づき、平常時から高齢者や障害のある人、女性、子どもなど、災害弱者の視点を取り入れた施策を推進します。

② 災害弱者の視点を取り入れた防災教育・啓発の実施

学校の授業や地域等での防災学習会、広報紙への記事掲載等の様々な機会を 捉えて、災害弱者の視点を取り入れた防災教育・啓発を実施します。

③ 災害弱者に配慮した防災訓練の実施

避難行動要支援者を含む災害弱者の避難誘導や様々なニーズに対応した避難 所運営などを行う防災訓練を実施します。

④ 避難行動要支援者名簿の活用及び更新

「田辺市避難行動要支援者名簿」の提供を受けた**首主防災組織**等の各種支援 団体は、個人情報に配慮しながら名簿を活用するとともに、地域の実情に応じ た避難支援体制の確立に努めることとします。

また、要支援者の状況は常に変わっていくため、現状を把握するための調査を行い、名簿情報を随時更新し、最新の状態に保つように努めます。

12. 環境と人権

環境問題には、地球温暖化、国内外の森林伐採、化学薬品による公害、大気汚染、 ごみ問題等があります。20世紀後半よりこれらの問題が大きく取り上げられ、私た ちの健康や生命に大きな危機を与えるようになってきました。

今日、環境問題は、特定の産業や企業の生産活動を原因として発生するものだけではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄という私たちの生活様式や社会経済システムそのものが原因となって発生し、拡大しており、国際的な課題として顕在化しています。

これらの課題を解決し、現状から脱却する一つの指標として「環境問題は、誰が悪いという視点ではなく、自分たちが置かれている生活環境そのものに問題がある。」という認識が大切です。

近年、地球規模での環境の悪化がますます深刻となる中、地球環境が安定し、人類が安全に活動できる範囲(プラネタリー・バウンダリー)を活動概念の基礎として、2015(平成27)年には国連において「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられるとともに「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」において、2020年以降の温室効果ガス削減等のための新たな国際的枠組み(パリ協定)が採択され、途上国、新興国に対しても、温暖化対策への自主的な取組が求められるようになりました。

国内においては、パリ協定の採択を踏まえ、2016(平成28)年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、そして「地球温暖化対策計画」が策定されました。

本市では、こうした環境問題の状況や国内外の動向を踏まえ、2007(平成19)年に「温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」を、2012(平成24)年に「第2次実行計画」、さらに2018(平成30)年には、「第3次実行計画」を策定しました。

これに基づき、温室効果ガス削減に向けての取組を引き続き進めるとともに、環境学習会等を通じて、市民及び事業者に対して、情報提供や啓発活動を行うことで、環境保全に配慮した自主的な取組を促進していきます。

また、森林は地球環境の保全、水資源の貯留や洪水の緩和、水質の浄化、生態系の維持、快適環境形成機能など多種多様な機能を有し、重要な役割を担っているため、間伐等の森林整備や作業道の基盤整備を積極的に推進するとともに、県が推進する「企業の森」事業に積極的に参画していきます。

さらに、森林が有す公益的な機能を維持・発揮するため、平成31年4月から施行される「森林経営管理法」に基づく「新たな森林管理システム」の構築・実施のた

め、森林環境譲与税を効果的に活用し、適切な森林管理・整備・経営が実施できるよう、仕組構築・計画策定等の際には「持続可能な開発目標(SDGs)」「持続可能な開発のための教育(ESD)」の観点に留意し、事業を推進していきます。

「持続可能な開発目標(SDGs(エス・ディー・ジーズ))」とは

SDGsとは、2001年に策定された ξ レニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015(平成27)年に国連において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と、それらを達成するための具体的な169のターゲット(達成基準)で構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことが謳われています。

わが国では、2016 (平成28) 年 5 月に「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部」を 設置し、同年12月に日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」を決定しました。

この指針は「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済・社会・環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」ことをビジョンに掲げ、SDGsの17の目標達成に向けた取組が進められています。

SDGs 17の目標 (ロゴ)



世界を変えるための17の目標



出典:国際連合広報局

13. 性的少数者(セクシュアルマイノリティ)の人権

1. 性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念をいいます。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)、同性に向かう同性愛(レズビアン・ゲイ)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)のことをいいます。

同性愛者、両性愛者の人は、少数派であるために、周囲の人々から理解を得られ にくいため、自ら公表(カミングアウト)しにくい風潮があり、場合によっては職 場などに居づらくなることさえあります。

このような性的指向を理由とする差別的取扱いについて、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です。

2. 性自認

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのかを示す概念をいいます。これは「心の性」と言われることもあります。多くの人は、性自認「心の性」と生物学的な性「身体の性」が一致していますが、この両者が一致しない人(トランスジェンダー)は、自分自身に対して強い違和感を持ち、手術により性の適合を望む人もいます。

また、日常生活の中で、偏見や差別を受けたり、適切な配慮がされなかったりすることもあります。

性別適合手術を受けた人は、戸籍上の性別と外見が一致せず、本人確認を何度も されるなど、社会生活の中で支障が生じていたため、2004(平成16)年に「性同一 性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、家庭裁判所の審判によ って、法令上の性別の変更が認められるようになりました。

また、2008(平成20)年には、家庭裁判所による性別変更要件を緩和する同法の一部改正法が施行されました。

2018 (平成30) 年に行った民間の調査によると、日本では、同性愛者 (レズビアン・ゲイ)、両性愛者 (バイセクシュアル)、「身体の性」と「心の性」が一致しない人 (トランスジェンダー) は、合わせて約9%と推定され、多様な性を生きる人は身近な存在であると言えます。

本市では、多様な性のあり方について正しい理解と認識が深まるよう啓発活動を 推進するとともに、学習機会の提供に努め、一人ひとりが違いを認め合い、誰もが 自分らしく生きていける社会づくりを進めていきます。

性的指向

性的指向とは、どのような性別の人を好きになるかということです。



Lesbian レズビアン

女性の同性愛者

心の性が女性で、恋愛対象は女性です。



Gay ゲイ

男性の同性愛者

心の性が男性で、恋愛対象は男性です。



Bisexual バイセクシュアル

両性愛者

恋愛対象は女性と男性の両方です。

性自認

性自認とは、自分の性をどのように認識しているかということです。 「心の性」と言われることもあります。



Transgender トランスジェンダー

身体の性が男性でも、心の性は女性というように、身体の性と 心の性が一致しないため、身体の性に違和感がある人です。

「LGBT」は、代表的な性的少数者の頭文字をとった言葉で表しています。 「LGBT」以外にも様々な人がいます。また「LGBT」以外の性のあり方を「Q」 で表すことがあります。



Questioning クエスチョニング 自分自身の性のあり方を決められない。わからない。 または、決めない人です。

性はとても多様であることを正しく認識し、理解を深めることが必要です。

14. 労働者の人権

わが国においては、労働者を保護する法律として、労働基準法、労働組合法、労働関係調整法をはじめ、労働契約法、労働安全衛生法などが定められ、労働者の権利が保障されています。

しかしながら、昨今の厳しい社会経済情勢から「長時間労働の問題や、休暇が取りにくい職場環境により健康で文化的な生活が送れない」、「仕事と育児・介護との両立に必要な休暇が取りづらい」、「非正規雇用者と正規雇用者の待遇の差が大きい」、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が保てない」など、労働者を取り巻く様々な課題が生じております。さらに、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、外国人労働者の増加、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど、職場におけるハラスメント(いじめ、嫌がらせ)の増加などの問題も生じています。

こうした課題を解決するため、2018(平成30)年「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、2019(平成31)年4月から働き方改革関連法が順次施行されます。

企業等においては、今後においても、出身地や家庭状況、生活環境などを採用基準にすることのない公正な採用や、能力、業績に基づく適正な評価を行うことが重要です。

また、企業の社会的責任 (CSR) の観点からも、人権が尊重される職場環境作りや個人情報の保護など、人権尊重の視点に立った活動を行うことがいっそう重要となっています。

こうした様々な問題に対応していくためには、組織で取り組むことが大切であり、 各企業において、各種研修会の実施や相談窓口の充実、啓発活動を進めることが必 要です。

本市では「田辺市企業人権推進協議会」において、労働者の人権を尊重し、企業 内における人権教育及び啓発の取組を推進するとともに、企業活動における人権問 題の解決を目的として「会員相互の連絡連携」、「企業内人権教育及び啓発の推進」 「雇用の安定を図るための調査、研修及び指導」などを行っています。

今後も、県や労働基準監督署等の関係機関と連携し、労働問題に関する相談窓口等の情報の提供や、労働に関する知識の普及・啓発に努めます。

15. 自殺・自死遺族

を図ることとしています。

警察庁のまとめによると、わが国の自殺で亡くなった人の数は、1998(平成10) 年以降3万人前後の状態が続いていましたが、2010(平成22)年以降は減少を続けています。

しかしながら、いまだ、毎年2万人を超える深刻な状況が続いており、特に子どもや若年層の増加が顕著になるとともに、高齢者層の全体に占める割合が高くなっています。

自殺に至るまでの背景については、健康問題、経済・生活問題、家庭問題、学校でのいじめ、職場におけるハラスメント(いじめ、嫌がらせ)など、様々な要因が複雑に絡み合い、心身の不調をきたす中で、精神的に追い込まれた結果、自殺に至っているといわれています。

2016 (平成28) 年に改正された「自殺対策基本法」においては、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざし、自殺対策を更に総合的かつ効率的に推進するため、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」についても見直しが行われました。

これを受け和歌山県では、現状と課題を明らかにした上で「こころのつながりを 広げ、生涯にわたり健康を維持して暮らすことができる和歌山県」の実現をめざし た「和歌山県自殺対策計画」を2018 (平成30) 年に策定しました。

この計画においては、保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関や民間団体と相互に連携・協力を図りながら総合的な自殺対策の推進を図るとともに、「**和歌山県自殺対策推進センター**」を中心に、市町村の自殺対策計画の策定支援等を行いながら、企業や事業所、県民とともに、それぞれの立場において計画の推進

本市では、9月10日から16日までの自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせ、市内スーパーにおける街頭啓発や、講演会の開催、広報田辺やホームページを活用した啓発活動のほか、自死遺族交流会への協力など、自殺対策の取組を積極的に展開してきました。

今後は「自殺総合対策大綱」及び「和歌山県自殺対策計画」並びに本市の実情を総合的に考慮しながら「田辺市自殺対策計画(仮称)」の策定を進め、悩みや困難を抱え、自殺を考えるほど辛い状況にある人の「いのち」を守ることと、自死遺族の心のケアについても何が可能かを考えて取組を進めます。

16. 生活困窮者の人権・ホームレスの人権

1. 生活困窮者の人権

生活保護には至らないものの生活に困窮している人々の多くは地域から孤立し、 支援が必要な方ほど自らSOSを発することが難しいため、支援に当たっては、早 期に状況を把握し、課題がより深刻になる前に解決を図る必要があります。

さらに、病気や障害、ドメスティック・バイオレンス(DV:配偶者や恋人など 親密な関係にある、又は、あった者から振るわれる暴力)、虐待、不登校、 ひきこもりなど、多くの課題を抱える生活困窮者の中には、偏見や差別等により自 己肯定感や自尊感情を失っている方もいます。

支援にあたっては、相談者一人ひとりをかけがえのない存在として、その尊厳を 守ることが求められています。

また、親の貧困が世代を超えて子どもに連鎖する「貧困の連鎖」を断ち切るためには、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて教育を受け、職業に就くことができるよう支援していくことが大切です。

こうした中、2015(平成27)年に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活に 困窮している人々に対する社会的安全網(セーフティネット)を充実し、自立の促進を図るための体制が整えられました。

本市では、この法律を受けて、2015(平成27)年から田辺市生活相談センターを 設置し、生活困窮者の自立を促すために、自立相談支援事業や住宅確保給付金の支 給、就労準備支援事業など、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援に取り組ん でいます。

2. ホームレスの人権

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人々が多数存在しており、嫌がらせや暴力の被害に遭うなど、ホームレスに対する人権侵害問題が起こっています。

国では、2002(平成14)年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、これに基づき2003(平成15)年に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定されました。その後、2016(平成28)年に実施した、ホームレスの実態に関する全国調査の結果、ホームレスの高齢化や路上(野宿)生活の長期化などが明らかになりました。

こうした動向やそれを取り巻く環境の変化等を踏まえ、2018(平成30)年には新たな基本方針が策定されました。

本市では、ホームレスに対する偏見や差別意識の解消に向け、啓発活動や相談業務に取り組みます。

17. 人身取引 (トラフィッキング)

「人身取引」とは、犯罪組織や悪質なブローカーが、女性や子どもをはじめとした弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段によって支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や強制労働などを強要させるもので、「トラフィッキング」と言われる国際的な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

また、暴力、脅迫、詐欺等の手段が用いられた場合には、たとえ被害者が性的搾取や労働搾取されること、臓器を摘出されることに同意していたとしても「人身取引」に該当します。

さらに、18歳未満の児童の場合は、性的搾取、労働搾取、臓器摘出の目的で支配下に置いたり、引き渡したりすれば、金銭授受や暴力、脅迫、詐欺などの手段が用いられない場合でも「人身取引」とみなされます。

これらの行為は、刑法の略取・誘拐罪や人身売買罪、児童福祉法違反の罪などの 犯罪に該当することになります。

わが国では、人身取引の防止、撲滅、被害者保護のため、2004(平成16)年に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置したほか、同年に「人身取引対策行動計画」を、2009(平成21)年には「人身取引対策行動計画2009」を取りまとめ、着実に取組を進めてきました。

2014(平成26)年には「人身取引対策行動計画2014」が策定され、さらに「人身 取引対策に関する関係省庁連絡会議」に代わり、新たに「人身取引対策推進会議」 が設置され、人身取引の根絶をめざしています。

本市においても、人身取引は、重大な人権侵害であり、かつ深刻な国際問題であることを認識するとともに、私たち一人ひとりが人身取引について関心を持ち、社会全体の問題として解決していくために、啓発に努めます。

18. アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な生活習慣など、独自の豊かな文化を育んできました。

しかし、近世以降の「北海道開拓」の過程で、アイヌ民族独自の風習の禁止や日本語の使用の強制などの同化政策が行われました。

これにより、アイヌの人々は、独自の民族文化や伝統的な生活習慣を禁止され、日常的な生産手段を失い、苦しい生活を強いられました。

また、結婚や就職等においても多くの偏見や差別を受けてきました。

国においては、1997(平成9)年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されました。

これにより、約100年にわたった「北海道旧土人保護法」は廃止され、アイヌの 人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るための施策が行われるよう になりました。

その後、2007(平成19)年に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、2008(平成20)年に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を踏まえ、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むため、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を開催し、2009(平成21)年に報告書が取りまとめられました。

この報告書を受けて、2010(平成22)年以降、毎年「アイヌ政策推進会議」が開催され、同会議における了承を得て、2014(平成26)年に「アイヌ文化の復興等を推進するための『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針について」が閣議決定されました。

今日では、アイヌの人々の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、アイヌ文化を振興し、アイヌの伝統等に対する国民の理解を促進するための様々な施策が推進されていますが、社会的にも経済的にも恵まれない状況に置かれてきた長い苦難の歴史の中で、アイヌの人々の言語や文化、伝統的生活習慣など失われていったものは少なくありません。

「平成29年度北海道アイヌ生活実態調査報告書」によると、アイヌの人々の生活上の格差は一定の解消はされているものの、高校・大学進学率などで格差が認められるほか、結婚や学校、職場などにおいても、今なお差別や偏見が存在していることが見受けられます。

本市では、アイヌの人々の文化や歴史、生活習慣や現状などを正しく理解し、偏見や差別をなくすため、今後も啓発活動の推進に努めます。

19. 北朝鮮当局による人権侵害問題

2002 (平成14) 年の日朝首脳会談で、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)当局は、 長年否定していた日本人の拉致を初めて認めて謝罪しました。この事件は人々に大 変なショックを与えました。同年10月15日に、北朝鮮当局による拉致被害者5人の 帰国が実現し、その後、2004 (平成16)年には、拉致被害者の家族8人の帰国も実 現しました。

しかし、そのほかの被害者については、いまだ北朝鮮当局から納得のいく情報は 提供されておらず、安否不明のままです。

そのような中、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ、北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006(平成18)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対応に関する法律」が施行されました。この法律では、国及び地方公共団体の責務を定めるとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としました。

また、2011 (平成23) 年には、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権 課題に、「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加することが閣議決定され、拉致問 題等に対する認識を更に深めるための取組について定められました。

拉致問題は、国際的連帯と友好に反し、拉致行為の遠因・背景として、いかなる理由があろうとも、明らかな人権侵害です。日朝国民間の友好と信頼関係を促進するためにも、北朝鮮当局による拉致問題の解決に向けて、関心と認識を深めるとともに、拉致問題に関連させて、新たな差別や偏見が助長されないように努める必要があります。

本市では、この問題について、市民の関心と認識を深めるとともに、国際的な人権問題についても関心を深めていくための啓発に努めます。

第4章 人権問題の現状と課題

第5章 基本方針の達成に向けて (人権施策の総合的な推進体制)

- 1. 推進体制づくり
- 2. 人権施策の推進管理

第5章 基本方針の達成に向けて (人権施策の総合的な推進体制)

1. 推進体制づくり

(1) 市の推進体制

基本方針に基づき「田辺市人権施策推進本部」を中心に、各部署が責任をもって、 主体的に取り組み、市民の立場に立った人権意識のもとで人権施策を総合的かつ計 画的に推進します。

「田辺市人権教育啓発推進懇話会」においては、人権施策の推進に関する基本的な方向や施策のあり方について調査及び審議を行い、実効性のある施策の推進に努めます。

(2)国・県・関係団体等との連携

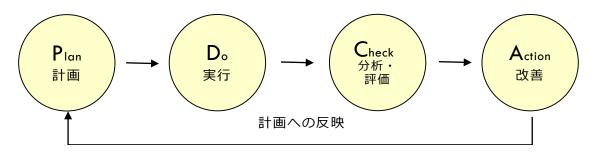
人権施策は、国・県・市町村など行政の取組だけでなく、市民組織である田辺市 人権擁護連盟や関係団体、地域、学校、企業、NPO等との連携・協働や市民の積 極的な参加を促すことによって、より効果的な施策の推進に努めます。

2. 人権施策の推進管理

人権推進課は、人権施策に関する総合調整機能を担うとともに、人権に関する取 組の推進役としての役割を果たしていきます。

また、本方針の進捗状況を把握し「田辺市人権教育啓発推進懇話会」に報告を行い、PDCAサイクルによる適正な人権施策を実施します。

さらに、社会情勢の変化や新たな人権課題に対応するため、必要に応じて適宜見 直しを行います。



※PDCAサイクルとは、計画(P)を実行(D)し、定期的に分析・評価(C)を行い、改善(A)を検討し、計画の見直しを行うことです。

資料編

- 資料 1. 用語の解説
- 資料 2. 田辺市人権施策推進本部設置要綱
- 資料 3. 田辺市人権教育啓発推進懇話会設置要綱
- 資料 4. 田辺市人権教育啓発推進懇話会委員名簿
- 資料 5. 田辺市人権施策基本方針(改定版)策定の経過
- 資料 6. 「人を大切にする教育」の基本方針
- 資料 7. 世界人権宣言
- 資料 8. 日本国憲法(抜粋)
- 資料 9. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 資料10. 部落差別の解消の推進に関する法律
- 資料11. 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に 向けた取組の推進に関する法律
- 資料12. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- 資料13. 人権関係年表

用語の解説

【あ行】

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約) (P4,48)

1965 (昭和40) 年の国連総会において採択された、人種差別撤廃条約は、締約国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有(生まれながらに持っていること)を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策を、すべての適当な方法により遅滞なくとること等を内容としています。わが国は、1995 (平成7) 年12月にこの条約を批准しました。

インターネット (P2, 28, 29, 30, 34, 35, 37, 48, 54, 59, 60)

パソコンやスマートフォンなど情報機器を中継・接続し、通信できるようにした ものをネットワークといいますが、それを世界中のコンピュータと接続できるよう にした規格がインターネットです。インターネットには、電子メールのような特定 の人への通信のほかに、ホームページや電子掲示板を利用したネットニュース、ブログのように不特定多数の利用者に向けた情報発信があります。

インフォームドコンセント (P23)

説明と同意。受けようとする医療行為について、その目的や方法、予想される結果や危険性など、患者が医師から十分な説明を受け、理解と納得したうえで同意し治療を受けることをいいます。

エイズ (P51, 52, 53)

ヒト免疫不全ウイルス (HIV) によって、免疫機能の低下が起こる病気で、正式には「後天性免疫不全症候群 (AIDS)」といいます。

HIV (P51, 52, 53)

「ヒト免疫不全ウイルス」のことをいいます。HIVは、免疫機能の中心的な役割を担っているリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、様々な感染症や悪性腫瘍などを引き起こすといわれています。現在では、医学の進歩によりHIVに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。

えせ同和行為 (P29.30)

同和問題を口実にして、企業や官公庁などに不当な利益や義務のないことを求める行為をいいます。

えせ同和行為は、同和問題に関する誤った意識を植え付け、偏見や差別意識を助 長する要因となっております。

閲覧制限(フィルタリング) (P59)

インターネット上で、出会い系サイトやアダルトサイト等の有害情報が含まれる サイトを画面に表示しないように制限することをいいます。

NPO (P22, 76)

「Non Profit Organization」の略で、民間非営利団体と訳されています。営利を目的としない活動をいい、行政から独立した民間の組織です。ボランティア活動が個人の活動を基本とすることに対し、組織的な活動が基本となっています。

温室効果ガス (P64)

地球の大気に含まれている二酸化炭素、メタン、フロンガスなどの赤外線を吸収 し、また、再放射する性質を有する気体の総称です。

これらの気体の性質により、地球の表面から放射される赤外線の多くが、熱として大気に蓄積され地球に戻ってきます。この戻ってきた赤外線が、地球の表面付近の大気を暖め、温室効果、すなわち地球温暖化をもたらしています。

【か行】

企業の社会的責任(CSR) (P68)

「Corporate Social Responsibility」の略で、企業が社会の一員として果たすべき責任のことをいいます。企業の行動や果たすべき機能として、社会的存在としての企業の責任を強調する考え方であり、具体的な要素としては、法令遵守(コンプライアンス)だけではなく、人権尊重、環境への配慮、社会貢献などが挙げられています。

企業の森 (P64)

企業や労働組合などが、企業の社会的責任(CSR)や社会・環境貢献活動、また地域との交流活動の一環として、森林環境保全に様々なかたちで取り組んでいく事業の総称です。

和歌山県では、全国に先駆けて、2002(平成14)年からこの「企業の森」を実施しています。企業・県・市町村による「森林保全・管理協定」、企業と森林保有者による「土地無償貸借契約」、企業と森林組合による「植栽・森林保全委託契約」の3つの契約を枠組みとして、手入れの進まない森林を所有者から無償で借り受け、日常の管理を地元森林組合に委託する一方、企業・団体の皆様も植栽や下草刈り、間伐など実際に参加しながら、目的に合わせた森林づくりに取り組んでいます。

グローバル化 (P32)

文化、経済、政治など人間の諸活動、コミュニケーションが、国や地域などの地理的境界、枠組みを越えて大規模に行われるようになることをいいます。

公益財団法人和歌山県人権啓発センター (P6)

2002 (平成 14) 年4月に、和歌山市(和歌山ビッグ愛 2階)に設置された、人権 啓発の拠点施設で、愛称は「E.L.F.(エルフ)」です。

1998 (平成 10) 年8月に策定された「『人権教育のための国連 10 年』和歌山県行動計画」に基づいて設置されました。また、2013 (平成 25) 年4月には、公益財団法人化され、各種啓発事業や研修事業、人権相談業務など、県民の人権意識の高揚を図るための事業を総合的に行っています。

合理的配慮 (P43)

障害のある人が日常生活や社会生活を送るうえで、妨げとなるバリアを取り除く ために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすで の移動の介助など、過度の負担にならない範囲で対応されるべきものをいいます。

「障害者権利条約」第2条では、「障害のある人が他の人と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度な負担を課さないもの」と定義しており、正当な理由なしに合理的な配慮を行わないことは障害を理由とする差別であるとしています。

高齢者虐待 (P39.41)

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に定義される、養護者又は養介護施設従事者等が高齢者に対して行う、身体的虐待、介護等の放任や放棄、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待に該当する行為のことです。

国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21) (P64)

COPとは「Conference of Parties」の略称であり、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場のことです。

2015 (平成 27) 年に 21 回目の会議がパリ (フランス) で開催されたため、この会議をCOP21 またはパリ会議と呼んでいます。

【さ行】

参画 (P16.31.32.33.50.63.64)

「参加」とは「集まりに一員として加わること」であり、「参画」とは「事業や政策などの計画段階から加わること」です。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) (P33,68)

仕事と生活の調和のことです。

一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすととも に、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に 応じて、多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

自主防災組織 (P33.62.63)

地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために

活動することを目的に、自主的に結成する組織のことです。

防災訓練の実施や防災知識の普及・啓発など、日頃から災害に備えた様々な取組を実践するとともに、災害時には、地域における避難行動要支援者の避難の誘導や被災者の救助活動など、共助の担い手としての活躍が期待されます。

児童虐待 (P34.37)

「児童虐待の防止等に関する法律」において、保護者が監護する児童に対し「児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること」、「児童にわいせつな行為をすること、またはさせること」、「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」、「児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、その他、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」と定められています。

持続可能な開発のための教育(ESD) (P65)

「Education for Sustainable Development」の略です。

今、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。

ESDとは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、それによって持続可能な社会を創造していくことを目的とする学習や活動です。つまり、ESDは、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (P65)

ミレニアム開発目標 (MDGs) が 2015 (平成 27) 年で終了したことをうけ、2016 年から 2030 年までの新たな持続可能な開発の指針を策定したものです。

2015 (平成 27) 年9月に、ニューヨークの国連本部で開催された国連サミットで採択されました。

序文、政治宣言、持続可能な開発目標(SDGs)、実施手段等で構成されています。 途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標(MDGs)とは異なり、先進国を 含むすべての国に適用される普遍性が最大の特徴です。

社会的安全網(セーフティネット) (P70)

最低限の安全を保障してくれる社会的な制度や対策のことをいいます。

情報モラル (P60)

「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、日常生活 上のモラルに加えて、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報技術の特性 と、情報技術の利用によって文化的・社会的なコミュニケーションの範囲や深度が 変化する特性を踏まえて、適正な活動を行うための考え方と態度が含まれます。

障害者虐待 (P43)

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」において、 障害のある人に対する養護者、施設従事者、使用者からの虐待をいい、「障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行、又は正当な理由なく障害者の 身体を拘束すること」、「障害者にわいせつな行為をすること又はさせること」、「障 害者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、養護者以外の同居人による虐

資料1

待行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること」、「障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」、「障害者の財産を不当に処分することや不当に財産上の利益を得ること」と定められています。

人権の文化 (P4)

「人権教育のための国連10年行動計画」における「universal culture of human rights」の訳語で、日常生活に関するあらゆる場面で人権感覚があふれる状態をいいます。

ストーカー行為 (P32)

同一の者に対して、一方的に恋愛感情やその他の好意の感情を寄せ、それらが満たされなかったことに対する怨念の感情を持ち、つきまとい等の、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復することをいいます。

成年後見制度 (P42,46)

認知症や、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない成人について、本人の権利を守る成年後見人等を選ぶことで、法的に保護・支援するための制度です。

世界人権宣言 (P4)

1948 (昭和 23) 年 12 月に、国連総会において採択された国際的な人権宣言をいいます。採択された 12 月 10 日は「世界人権デー」とされ、わが国では 12 月 4 日から 12 月 10 日までの 1 週間を「人権週間」と定め、人権啓発活動を全国的に展開しています。

セクシュアル・ハラスメント (P32,33,68)

通称「セクハラ」といいます。

身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、性的な冗談やからかいなど、相手の意に反した性的な言動で、相手を不快にさせる様々な行為をいいます。

特に雇用の場においては、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり(対価型セクハラ)、または、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させる(環境型セクハラ)ことをいいます。

また、男性が女性に対して行う言動だけでなく、男性が男性に、女性が男性に、 あるいは女性が女性に対して行う言動も含まれます。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS) (P37.59)

インターネット上のネットワークを通じて、人と人のつながりを促進し、コミュニティーの形成を支援する会員制サービスです。

既存の会員からの招待がないと会員になれないという形式をとっているものもあります。友人、知人間だけでなく、趣味、居住地、出身校、あるいは「友人の友人」のつながりを通して、新たな人間関係を構築できる手段を提供しています。

【た行】

田辺市企業人権推進協議会 (P21.68)

1983 (昭和58) 年6月に、61企業・9官公庁の参加を得て、田辺市企業同和推進協議会が設立されました。

2002 (平成14) 年1月には、雇用者の人権を尊重し、企業内における人権教育及び啓発の取組を推進するために、田辺市企業人権推進協議会に改称されました。

田辺市国際交流センター (P49.50)

田辺市国際交流センターは、市民と外国人住民の交流の促進や、お互いの文化や 習慣等への理解の推進、外国人住民の生活支援を目的として、国際理解推進事業や 日本語クラス、市内在住の外国人に対する生活相談など、各種事業を行っています。

田辺市障害児・者相談支援センターゆめふる (P46)

2008(平成20)年に、障害の種別に関わらず相談を受けることができる窓口として開設しました。

「ゆめふる」では、田辺市が事業を委託している田辺市社会福祉協議会、ふたば福祉会、やおき福祉会、和歌山県福祉事業団の相談支援専門員が常駐し、障害のある人、家族または介護を行う人からの相談に応じるとともに、情報の提供、福祉サービスの利用援助、権利擁護のための援助を行っています。

田辺市人権擁護連盟 (P17.76)

1949 (昭和 24) 年9月の田辺市議会の議決のもと、翌 1950 (昭和 25) 年6月 14日に、行政・市民が一体となった全市的な人権擁護の市民組織として、旧田辺市人権擁護連盟が発足しました。

2005 (平成 17) 年には、合併により現田辺市となる中で、2008 (平成 20) 年 6 月 22 日に、新たに田辺市人権擁護連盟が設立され今にいたります。

旧市町村が各支部(田辺・龍神・中辺路・大塔・本宮)として、それぞれの地域における実情や課題を踏まえた上で、人権尊重のための取組を進めています。

田辺市人権擁護連盟は、すべての市民の基本的人権の確立と民主思想の普及徹底を図ることを基本におきながら、特に 1980 年代までは、主に同和問題にかかわる差別事象の解明や啓発活動に取り組み、その後は同和問題・障害のある人・高齢者・女性・青少年問題等を課題として活動を展開しています。

男女共同参画 (P31,33)

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。

地域包括ケアシステム (P40)

住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、医療・介護・福祉・ 生活支援等が連携し、支援が一体的に提供できるサービス提供体制のことです。

地域包括支援センター (P41,42)

介護保険法で定められている市町村が設置主体の施設で、公正・中立な立場から、 「総合相談支援」、「権利擁護」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援」、「介護予 防ケアマネジメント」の4つの業務を担う地域包括ケアの中核機関です。

トラウマ(心的外傷) (P54)

犯罪や事故による被害、自然災害、テロ被害、虐待、家族や友人の死など、個人 では対処できない衝撃の大きな出来事に遭遇したときに受ける心の傷をいいます。 例えば、自然災害等で大切な人を失ったことにより、心に深い傷を受け、その事 を想起させる不快な場所や人間関係を避けたり、外出が出来なくなったり、それを

忘れるために仕事などにのめり込んだりするなど、トラウマによる反応は様々です。

また、結果としてPTSDの症状を示すこともあります。

同和対策審議会答申 (P5.27)

1965 (昭和40) 年に、政府に出された同和対策審議会の答申で、部落差別の解消 が「国民的課題」であり、「国の責務である」と明記されました。

答申の前文には「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問 題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。」、「同 和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と書かれてお り、日本政府が「部落問題の解決を国策として取り組む」ことを初めて確認した歴 史的な文書といえます。

ドメスティック・バイオレンス (DV) (P33.70)

配偶者(事実婚も含む)や恋人・パートナーなど親密な関係にある、又は、あっ た者から加えられる、身体的、精神的、性的な暴力をいいます。

殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、言葉による暴力や、脅し、ののし り、無視、親類や友人と付き合うことを制限するなど、心理的な苦痛を与えること も含まれます。

【な行】

難病 (P51,52,53)

1972 (昭和47) 年、厚生省(現厚生労働省)が策定した「難病対策要綱」による と、「原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾 病」、「経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要 するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」とされています。

日常生活自立支援事業 (P42.46)

高齢や障害により、一人では日常の生活に不安のある方が、地域で安心して生活 が送れるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的 な金銭管理や重要書類等の預かり保管などの支援を通して、高齢者や障害のある人 等の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

認知症 (P39)

脳や身体の疾患を原因として、記憶や判断力などに障害がおこり、社会生活や日常生活に支障がでてくる状態の症状をいいます。

認知症の中でも「アルツハイマー型認知症」、「レビー小体型認知症」、「血管性認知症」が三大認知症といわれています。

ネグレクト (P35,39)

子どもに対する適切な養育を放棄することをいいます。

食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になって も病院に連れて行かないなどの行為は、子どもの精神的な発達が阻害され、人格形 成などに悪影響を与えるといわれています。

また、成人であっても認知症等で判断能力の低下した人や、からだの不自由な人に、十分な食事を与えない、必要な薬を与えない、長時間放置し世話を怠る、もしくはまったく世話を行わないこと。身のまわりを不衛生なまま放置すること、必需品を取り上げることもこれにあたります。

ノーマライゼーション (P44,45)

障害のある人や高齢者が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいいます。

社会福祉全般の理念として定着し、バリアフリー、ユニバーサルデザインといった考え方に具体化されています。

【は行】

ハンセン病 (P51.52.53)

1873 (明治6) 年にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

バリアフリー (P19.39.42.44.45.46.47)

高齢者や障害のある人等が、日常生活や社会生活をしていく上で、物理的・心理 的障壁を除去する施策または取り除かれた状態をいいます。

もともと、段差の解消等の物理的障壁の除去という意味が強かったが、最近では 社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味でも使われています。

パリ協定 (P64)

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議で採択された、国際的な取り決めのことをいいます。

パリ協定は、世界全体の温室効果ガス削減目標を設定したことに加え、途上国・ 新興国にも温暖化対策への自主的な取り組みが求められることになった点も大きな 意味を持つとされています。

パワー・ハラスメント (P68)

通称「パワハラ」といいます。

同じ職場で働く者に対して、職務上の立場や権限を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的な苦痛を与える、又は、職場環境を悪化させる行為をいいます。うつ病などのメンタルヘルス不調の原因となることもあります。

ひきこもり (P19, 24, 38, 70)

特定の病名や診断名でなく、様々な要因によって社会的な参加の場面がせばまり、 就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと です。

PTSD(心的外傷後ストレス障害) (P54)

事件等の出来事によりトラウマ(心的外傷)を受けた人が、その出来事の数週間から数ヶ月後に「その時の苦痛をたびたび再体験する」、「事件等を思い出させる行為や状況を回避する」、「緊張感からくる不眠や、びくびくしたりする状態が長期間続く」などの持続的な精神的、身体的症状を呈することをいいます。

ブログ (P37.59)

Weblog (ウェブログ) の略です。

ホームページよりも簡単に個人のページを作成し、公開ができます。個人的な日記や個人のニュースサイト等が作成・公開されています。

プライバシー (P2, 23, 24, 53, 54, 58, 59)

個人や家庭内の私事・私生活、個人の秘密のことです。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利をいいます。

日本国憲法に明記されてはいませんが、第 13 条 (個人の尊重と公共の福祉) によって保障されると解釈されています。

プラネタリー・バウンダリー (P64)

地球上で人間が安全に生存できる限界のことをいいます。

人間が地球環境に及ぼしている各種影響を定量的に評価し、それぞれの限界点を 見極め、地球環境の破滅的変化を避けるための指針としています。

2015 (平成 27) 年、国連総会において採択された世界目標である「持続可能な開発目標 (SDGs)」の策定に大きく貢献しました。

プロバイダ (P59.60)

インターネットへの接続サービスを提供する事業者です。電話回線や専用線など を通じて、顧客である企業や家庭のコンピュータをインターネットに接続します。

ヘイトスピーチ (P2.5.48.50)

人種、民族、国籍などの属性を理由として、その属性を有する個人または集団などに対して、明確な差別的意図に基づく暴言、あるいは差別的行為をあおったりする言動、侮辱する行動のことをいいます。

補助犬 (P44,46)

身体障害者補助犬(補助犬)は、身体障害者補助犬法の成立にあたって、新しく作られた言葉で、盲導犬、介助犬、聴導犬の総称です。特別な訓練を受けており、ペットではありません。

盲導犬は、視覚障害のある人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。 介助犬は、肢体不自由のある人の日常生活における動作をサポートします。

聴導犬は、聴覚障害のある人に、日常生活における必要な音を知らせ、音源まで 誘導する等のサポートをします。

公共施設をはじめ、飲食店、病院、宿泊施設など、いろいろな場所で補助犬の同伴を受け入れることは、身体障害者補助犬法で義務付けられています。

ホームページ (P17, 49, 59, 69)

ウェブサイトの入り口となるトップページのことです。HPと標記する場合もありますが、日本ではウェブサイトそのものを示す場合が多いです。

【ま行】

マスメディア (P17.54.55)

新聞社、出版社、放送局など、特定の発信者から、不特定多数の受け手に向けての情報伝達手段となる新聞や雑誌、ラジオ、テレビ等のメディア(媒体)をいいます。これらのメディアは、世論を形成する力を伴うため科学的、客観的な姿勢が求められます。

マタニティ・ハラスメント (P32,68)

通称「マタハラ」といいます。

働く女性が、妊娠・出産・育児休業等を理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いを受けること、職場において精神的・肉体的な嫌がらせを受けることをいいます。マタハラを行うことは、男女雇用機会均等法や、育児・介護休業法等で禁止されています。

ミレニアム開発目標 (MDGs) (P65)

「Millennium Development Goals」の略です。

開発分野における国際社会共通の目標です。2000(平成12)年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットで採択された国連ミレニアム宣言を基にまとめられました。MDGsは、極度の貧困と飢餓の撲滅など、2015(平成27)年までに達成すべき8つの目標を掲げ、一定の成果をあげました。その内容は、後継となる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に引き継がれています。

面前DV (P35)

子どもの目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるうことです。2004(平成 16)年の児童虐待防止法の改正で、心理的虐待のひとつと認定されました。直接的に暴力を受けなくても、DVを見聞きして育つ子どもは心身に傷を負い、成長後もフラッシュバックに苦しむなどPTSD(心的外傷後ストレス障害)を発症することが少なくないといわれています。

【や行】

ユニバーサルデザイン (P42, 47, 50)

年齢や性別、体格、障害の有無、国籍などに関わらず、最初からできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン(計画・実施)する考え方をいいます。

【ら行】

ライフスタイル (P32)

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のことです。

療育手帳 (P45)

知的障害と判定された人を対象に、都道府県知事または政令指定都市市長から交付される手帳のことです。知的障害児・者に対する一貫した指導や相談を通じて、各種の援助措置を受けやすくすることを目的に交付されます。

【わ行】

ワークショップ (P17)

ワークショップとは、参加者が討論に加わったり、グループの相互作用の中で学び合ったり創り出したりする「参加型、双方向の講座」をいいます。

ワークショップは、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役の人が、参加者が自 発的に作業をする環境を整えたり、体験できるように運営をしています。

和歌山県自殺対策推進センター (P69)

自殺対策の拠点として、都道府県及び指定都市が設置する機関で、自殺を考えている人や自死遺族等の相談支援を行うとともに、保健、福祉、医療、労働、教育、警察等の関係機関の連携強化や自殺対策従事者への研修による人材育成を行っています。

和歌山県では、和歌山県精神保健福祉センターに設置しています。

和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会 (P16)

県内に所在する人権啓発にかかわる機関等が連携・協力関係を確立し、各種人権 啓発活動を総合的・効果的に推進することを目的とする組織で、和歌山地方法務局、 県、市町村、和歌山県人権擁護委員連合会、公益財団法人和歌山県人権啓発センタ ーで構成されています。

田辺市人権施策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、田辺市人権施策推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 本市における人権施策を推進するための方針(次号において「基本方針」という。)の策定及び実施に関すること。
 - (2) 基本方針の策定及び実施における関係部課等の調整に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

(推進本部)

- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。
- 2 本部長は、市長、副本部長は副市長及び教育長の職にある者をもってそれぞれ充て、委員は、部等の長の職(これに相当する職を含む。)にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

- 第4条 本部長は、本部を統括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在又は事故があるときは、前条第2項に規定する順序により、その職務を代理する。

(幹事会)

- 第5条 推進本部に、推進本部から付託された事項に係る調査、研究及び協議を行うため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、企画部長をもって充て、幹事は、課等の長の職(これに相当する職を含む。)にある者のうちから市長が任命する。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総理し、幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ定めた者がその職務を代理する。
- 5 幹事長は、幹事会に分科会を設けることができる。

(作業部会)

- 第6条 幹事会に、特定の事項に係る調査及び研究を専門的に行うため、作業部会を置く。
- 2 作業部会は、作業部会長及び作業部会員をもって組織する。
- 3 作業部会長は、企画部人権推進課長の職にある者をもって充て、作業部会員は、係長の職(これに相当する職を含む。)にある者のうちから市長が任命する。
- 4 作業部会長は、作業部会の会務を総理し、作業部会長に事故があるときは、作業部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 5 作業部会長は、作業部会に分科会を設けることができる。

(会議)

- 第7条 推進本部、幹事会又は作業部会の会議は、それぞれ本部長、幹事長又は作業部会長がそれぞれ招集し、 その議長となる。
- 2 本部長、幹事長及び作業部会長は、必要に応じ、会議に学識経験者等の出席を求め、その意見又は説明を 聴くことができる。

(事務局)

第8条 推進本部、幹事会及び作業部会の事務局は、企画部人権推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

田辺市人権教育啓発推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市における人権教育及び人権啓発の推進を図るため、田辺市人権教育啓発推進懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、人権教育及び人権啓発の推進に関する基本的な方向や施策のあり方に関し必要な事項 を調査及び審議し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員30人以内で組織し、委員は、人権問題に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任されるまでの間、その職務を行 うものとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 懇話会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 2 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 懇話会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 懇話会は、委員以外の者の意見又は説明を聴くため、その者に会議への出席又は文書等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日要綱第2号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

田辺市人権教育啓発推進懇話会委員名簿

(敬称略、順不同 ※役職名は就任当事のもの)

平成31年3月末現在

| | 氏 名 | 選出団体 |
|-----|---------|------------------|
| | 尾花功 | 田辺市議会 |
| | 久保 哲也 | 田辺市企業人権推進協議会 |
| | 和田壽彦 | 田辺市公民館連絡協議会 |
| | 吉田 寛之 | 田辺市三地区連絡協議会 |
| | 多屋 敦雄 | 田辺市自治会連絡協議会 |
| | 碓井 聖二 | 田辺市社会教育委員会議 |
| | 池下誠志 | 田辺市小·中学校校長会 |
| | 廣 岡 勝 | 田辺市生涯学習(人権)推進員 |
| 会 長 | 芝本洋子 | 田辺市人権擁護連盟 |
| | 小 山 二三子 | 田辺市人権擁護連盟 |
| | 久 保 正 博 | 田辺市人権擁護連盟 |
| | 後藤憲子 | 田辺市人権擁護連盟 |
| | 中村恒夫 | 田辺市人権擁護連盟 |
| | 森川 敏子 | 田辺市人権擁護連盟 |
| | 室谷正幸 | 田辺市人権擁護連盟 |
| | 白川 公一 | 田辺市人権擁護連盟 |
| | 横矢隆久 | 田辺市人権擁護連盟 |
| | 植 渉 | 田辺市人権擁護連盟 |
| | 平谷豊子 | 田辺人権擁護委員協議会田辺部会 |
| | 坂 井 伊津美 | 田辺市身体障害者連盟 |
| | 山本 とし子 | 田辺市男女共同参画推進員 |
| | 須 本 起代子 | 田辺市男女共同参画連絡会 |
| | 宍塚 雅典 | 田辺市PTA連合会 |
| | 田中邦明 | 田辺市民生児童委員協議会 |
| | 嶝口 富和 | 田辺市老人クラブ連合会連絡協議会 |
| | 畑 谷 倫 成 | 一般公募者 |
| | 石垣 実男 | 学識経験者 |
| 副会長 | 朝井正喜 | 学識経験者 |

田辺市人権施策基本方針(改定版)の策定経過

| 年 月 日 | 内容 |
|-------------------|--|
| 平成 29 年 10 月 31 日 | 平成 29 年度 第1回 田辺市人権教育啓発推進懇話会 ・田辺市人権施策推進計画の平成 28 年度実績について審議 ・田辺市人権施策基本方針の改定について |
| 平成 30 年 7 月 19 日 | 平成30年度 第1回 田辺市人権教育啓発推進懇話会 ・会長及び副会長の選任について ・田辺市人権施策基本方針(改定版)の策定について ・基本方針策定小委員会の設置について |
| 平成 30 年 8 月 31 日 | 第1回 基本方針策定小委員会・田辺市人権施策基本方針(改定版)骨子案の検討 |
| 平成 30 年 9 月 26 日 | 第2回 基本方針策定小委員会・田辺市人権施策基本方針(改定版)骨子案の検討 |
| 平成 30 年 10 月 31 日 | 田辺市人権施策推進本部が庁内の関係部課・室より意見聴取 ・田辺市人権施策基本方針(改定版)素案 第4章について |
| 平成 30 年 11 月 9 日 | 第3回 基本方針策定小委員会・田辺市人権施策基本方針(改定版)素案の検討 |
| 平成 30 年 12 月 3 日 | 第2回 田辺市人権教育啓発推進懇話会 ・田辺市人権施策基本方針(改定版)素案 第1章~第3章の審議 ・田辺市人権施策推進計画の平成29年度実績について審議 |
| 平成 30 年 12 月 19 日 | 第4回 基本方針策定小委員会・田辺市人権施策基本方針(改定版)素案の検討 |
| 平成 30 年 12 月 26 日 | 第5回 基本方針策定小委員会・田辺市人権施策基本方針(改定版)素案の検討 |
| 平成 31 年 1 月 11 日 | 第3回 田辺市人権教育啓発推進懇話会 ・田辺市人権施策基本方針(改定版)素案 第1章~第3章の再審議 ・田辺市人権施策基本方針(改定版)素案 第4章について審議 |

| 年 月 日 | 内 容 |
|-------------------------------|---|
| 平成 31 年 1 月 18 日 | 田辺市人権施策推進本部が全庁的に意見聴取 ・田辺市人権施策基本方針(改定版)素案 第1章~第4章について |
| 平成 31 年 1 月 21 日 | 第6回 基本方針策定小委員会・田辺市人権施策基本方針(改定版)素案の修正 |
| 平成 31 年 1 月 25 日 | 第7回 基本方針策定小委員会・田辺市人権施策基本方針(改定版)素案の修正 |
| 平成 31 年 1 月 29 日 | 第4回 田辺市人権教育啓発推進懇話会 ・田辺市人権施策基本方針(改定版)素案 第4章について継続審議 ・田辺市人権施策基本方針(改定版)素案 第5章について審議 |
| 平成31年2月8日 | 田辺市人権施策推進本部が全庁的に意見聴取 田辺市人権施策基本方針(改定版)素案 第4章~第5章について田辺市人権施策基本方針(改定版)素案 全体について |
| 平成 31 年 2 月 27 日 | 第8回 基本方針策定小委員会 ・田辺市人権施策基本方針(改定版)最終案について |
| 平成 31 年 3 月 7 日 ~ 3 月 22 日 | 田辺市人権施策基本方針(改定版)案に対する市民意見募集 |
| 平成 31 年 3 月 19 日 | 第9回 基本方針策定小委員会・市民意見募集の実施状況について・第5回 田辺市人権教育啓発推進懇話会の開催に向けて |
| 平成 31 年 3 月 27 日 | 第5回 田辺市人権教育啓発推進懇話会 ・市民意見募集について報告 ・田辺市人権施策基本方針(改定版)について審議・承認 ・市長への報告について |
| 平成 31 年 3 月 29 日 | 田辺市人権教育啓発推進懇話会設置要綱第2条により田辺市人権教育啓発推進懇話会で審議した結果を市長に報告 |

「人を大切にする教育」の基本方針

2005 (平成17) 年10月1日

はじめに

わたしたち田辺市民は、新たに制定された田辺市民憲章の中に、「人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。」とうたい、その実現につとめます。

わたしたちの先人は、病気や災害、貧困、戦争などさまざまな困難の中にも人を育て、まちをつくり、今日の社会を築いてきました。わたしたちはこれを受けつぎ、さらに一人ひとりが住みよいまちにして、次代に引きつがなければなりません。美しい自然環境を残し、すばらしい施設や設備をそなえることはもちろん大切ですが、それにもまして、今こそ人権がまもられ、人として生きることが大切にされる社会にしなければなりません。

基本的人権は、憲法に保障されたすべての国民が等しく受けることのできる権利です。憲法にも明記されているように、この人権は、わたしたち市民や行政、公的機関、各種の組織・団体など、すべての人々の不断の努力によって保持しなければならないことを強く自覚し、その実践につとめたいと思います。

また、人を大切にする心は、家庭や学校、地域社会の中で、多くの人と人との触れ合いや、いろいろな経験をとおして育てられるものです。しかし、大きな社会の変動は、人の孤立化を強めていることも十分考慮し、教育に託される責任を果たしていきたいと思います。

わたしたちの住む田辺市にも、人権にかかわって解決していかなければならない課題があります。 そのための基本的な方策をここに示し、戦後の早い時期から部落問題の早期解決にとりくみ、一人ひ とりの人権認識を深め、大きな成果をあげられた各地の先達に学び、人が大切にされる住みよいまち づくりをすすめることを決意いたします。

基本方針

日本国憲法に保障された基本的人権がまもられ、田辺市民憲章に示されている明るく平和なまちづくりをめざして、わたしたち市民と行政、公的機関、各種の組織・団体等は互いに協力し、生活の中にある人権にかかわるすべての問題の解決にとりくみ、学習を深めます。

《目標》

部落問題の解決にむけてとりくんできたことをふまえ、わたしたちの人権認識を深めて、しあわせ に生きることのできる社会をつくります。

- 1. 家庭や地域、職場、団体など、わたしたちの日ごろの生活で人権が大切にされる社会をつくります。
- 2. 障害のある人や高齢者、女性、そのほか社会的に弱い立場におかれてきた人たちが、予断や偏見で不当な扱いを受けない社会をつくります。
- 3. すべての子どもが健全に育つことのできる社会をつくります。

《方策》

健康で豊かな生活をめざして、わたしたち一人ひとりが、生涯にわたって学習することを大切にし、 その活動の中で人権が大切にされる社会をつくります。

1. 就学前教育

乳幼児期は、人間としての基礎を育てる段階とおさえ、乳幼児一人ひとりが成長に見合った生活 習慣を身につけ、豊かな心と社会性のめばえる育児・保育環境をととのえます。

2. 学校教育

学校教育にあっては、人権を大切にした社会生活ができる基礎的な力を育てる段階とおさえ、一人ひとりの発達段階を十分考慮しながら、自立に向けた教育をすすめます。

そのため、特に次のことを大切にします。

- (1)小学校教育では、基本的な生活習慣と基礎学力を身につけ、集団生活をとおして、人を大切にできること。
- (2)中学校教育では、確かな学力と正しい判断力を身につけ、人権認識を深め、生き方を大切にできること。
- (3)義務教育終了後の教育の場では、義務教育で培った力をさらに充実し、社会を大切にできること。

3. 社会教育

社会教育では、日常活動の中で自己を高める学習をすすめ、おたがいの連携を強くし、しあわせ に生きることのできる社会をつくります。

そのため、特に次のことを大切にします。

- (1)一人ひとりが家庭や地域、職場、団体などで、人権の学習をはじめ、豊かな人間や地域社会をつくるための活動にすすんで参加すること。
- (2)人権や生活にかかわる問題の解決にとりくむ学習の場を大切にし、市民全体の課題として解決していくこと。

4. 行政

行政は、人権や生活にかかわる問題の解決にとりくむ市民の活動を積極的に支援し、その条件整備の充実につとめます。

世界人権宣言

1948 (昭和 23) 年 12 月 10 日 第 3 回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、 正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮 行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及 び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望とし て宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の 普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したの で、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約 を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

笙 1 条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、 尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心 とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動し なければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治 上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門 地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差 別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利 と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、 信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他の なんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は 地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかな る差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利 を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。 奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止す る。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的 な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的 権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所に よる効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する 刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所 による公正な公開の審理を受けることについて完全に平 等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して 攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉 又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居 住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

笙 14 冬

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難すること を求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的 及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援 用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国

籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ 成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、 社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有 する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利 を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並 びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、 布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明 する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を 有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ 有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受け る権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等 の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の 尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を

受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を 組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有す る。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ 社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由 の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、す べての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、 寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、 国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を 有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を 鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を 有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的 作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利 を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に 実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中 にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当って は、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障す ること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一 般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的とし て法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は 個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を 目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する 行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法 (抜粋)

1946 (昭和 21) 年11月3日公布 1947 (昭和 22) 年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して 他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、 普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権 を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であ ると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高 な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

[国民たる要件]

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。 [基本的人権]

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。 又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

[個人の尊重と公共の福祉]

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

- 第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信 条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的 又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

[公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障 及び投票秘密の保障]

- 第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国 民固有の権利である。
- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕 者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保 障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

〔請願権〕

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令 又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平 穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたた めにいかなる差別待遇も受けない。

〔公務員の不法行為による損害の賠償〕

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けた ときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、 その賠償を求めることができる。

[奴隷的拘束及び苦役の禁止]

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯 罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に 服させられない。

[思想及び良心の自由]

- 第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。 [信教の自由]
- 第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。 いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の 権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これ を侵してはならない。

[居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由] 第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転 及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵 されない。

〔学問の自由〕

第23条 学問の自由は、これを保障する。

[家族関係における個人の尊厳と両性の平等]

- 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が 同等の権利を有することを基本として、相互の協力によ り、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並び に婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律 は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定さ

れなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義 ^{條〕}

- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を 営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保 障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならな い

[教育を受ける権利と受けさせる義務]

- **第26条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護 する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育 は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

- 第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準 は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕

- 第29条 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために 用ひることができる。

[納税の義務]

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務 を負ふ。

[生命及び自由の保障と科刑の制約]

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その 生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せら れない。

〔裁判を受ける権利〕

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪は れない。

[逮捕の制約]

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、 権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯 罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

〔抑留及び拘禁の制約〕

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

[侵入、捜索及び押収の制約]

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別 の令状により、これを行ふ。

〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれ を禁ずる。

[刑事被告人の権利]

- 第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を 充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続に より証人を求める権利を有する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護 人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼す ることができないときは、国でこれを附する。

〔自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界〕

- 第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

[遡及処罰、二重処罰等の禁止]

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無 罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。 又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれ ない。

[刑事補償]

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

[基本的人権の由来特質]

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000 (平成12) 年11月29日制定 2000 (平成12) 年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権 教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の青務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう 努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び 人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出 しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号) 第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本 的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

2016 (平成 28) 年 12 月 16 日制定 2016 (平成 28) 年 12 月 16 日施行

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する 状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に のっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であるこ とに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにする とともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別の ない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人 として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の 理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければ ならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。
- 2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏ま えて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める ものとする。

(相談体制の充実)

- 第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

- 第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別 の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

2016 (平成 28) 年 6 月 3 日制定 2016 (平成 28) 年 6 月 3 日施行

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、 国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。
- 2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な 役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

- **第5条** 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する 不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ること ができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

- **第6条** 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、 そのために必要な取組を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する 不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努 めるものとする。

(啓発活動等)

- **第7条** 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する 不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報そ の他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

2013 (平成 25) 年 6 月 26 日公布 2016 (平成 28) 年 4 月 1 日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。) その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。) がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会に おける事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和27年法律第 292号)第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第7号、第10条及び附則 第4条第1項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。
- (4) 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関(これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
 - ハ 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関(ホの政令で定める機関 が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
 - 二 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第2項の機関並び に内閣府設置法第40条及び第56条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)の特別 の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの へ 会計検査院
- (5) 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政 法人をいう。ロにおいて同じ。)
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人 (独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を 要する法人のうち、政令で定めるもの
- (6) 地方独立行政法人 地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第2条第1項に規定する地方 独立行政法人(同法第21条第3号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。
- (7) 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人 を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに 鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行 うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の 整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

- 第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければな らない。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
 - (2) 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - (3) 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - (4) その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置 (行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

- **第7条** 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

- **第8条** 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

- 第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。
- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、 障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

- 第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、 当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条 及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、 あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければな らない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞な く、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

- 第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために 必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。
- 2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

- 第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - (1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その 他の団体
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

- 第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談 及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う ものとする。
- 2 関係機関及び前条第2項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に 基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(主務大臣)

第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の 長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

- 第25条 第19条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

- **第2条** 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。
- 2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

- **第3条** 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第9条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。
- 2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第9条の規定により 定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

- 第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。
- 2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の 規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

- **第5条** 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを 公表することができる。
- 2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

- 第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)
- **第7条** 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第8条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(内閣府設置法の一部改正)

第9条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

| 年 | 国際状況 | 国内状況 | 県内状況 |
|------------------|---|--|-------------------|
| 1945年(昭和20年) | •「国際連合」設立 | | |
| 1946年(昭和21年) | ・国連人権委員会の設置 ・国連婦人の地位委員会設置 | ・「日本国憲法」公布 ・婦人参政権行使 | |
| 1947年 (昭和22年) | | ·「日本国憲法」施行 ·「教育基本法」施行 ·「労働基準法」施行 | |
| 1948年(昭和23年) | ・「世界人権宣言」採択 | 「人権擁護委員令」公布 [人権擁護委員制度が発足]「児童福祉法」施行「優生保護法(現 母体保護法)」制定 | |
| 1949年(昭和24年) | ・「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁 止に関する条約」採択 | ・「人権擁護委員法」施行 | |
| 1950年(昭和25年) | | ·「身体障害者福祉法」施行 ·「生活保護法」施行 ·「保護司法」施行 | |
| 1951年(昭和26年) | ・「難民の地位に関する条約(難民条約)」採 択 | ·「児童憲章」制定 ·「社会福祉事業法」施行 | |
| 1952年(昭和27年) | | ·「外国人登録法」施行 | |
| 1953年(昭和28年) | ・「婦人の参政権に関する条約」採択 | ・「らい予防法」施行 | |
| 1955年(昭和30年) | | ・「婦人の参政権に関する条約」批准 | |
| 1956年(昭和31年) | | •「国際連合」加盟 | |
| 1958年(昭和33年) | | ・「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」批准 | |
| 1959年(昭和34年) | ・「児童の権利に関する宣言」採択 | | |
| 1960年(昭和35年) | | ・「同和対策審議会設置法」制定 ※1961年(昭和36年)に「同和対策審議 会」設置・「身体障害者雇用促進法」施行 | |
| 1963年(昭和38年) | | ・「老人福祉法」施行 | |
| 1965年(昭和40年) | ・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する 国際条約(人種差別撤廃条約)」採択 | ・同和対策審議会答申 | |
| 1966年(昭和41年) | ・「国際人権規約」採択 | | |
| 1967年(昭和42年) | ・「難民の地位に関する議定書」採択 ・「婦人に対する差別撤廃宣言」採択 | | |
| 1968年(昭和43年) | ・国際人権年 ・第1回世界人権会議 | | |
| 1969年(昭和44年) | | •「同和対策事業特別措置法」施行 | |
| 1970年(昭和45年) | ・国際教育年 | ·「心身障害者対策基本法」施行 | •「和歌山県同和対策長期計画」策定 |
| 1971年(昭和46年) | ・人種差別と闘う国際年 ・「精神薄弱者の権利宣言」採択 | | |

人権関係年表 (2)

| 年 | 国際状況 | 国内状況 | 県内状況 |
|-----------------|--|---|----------------------------|
| 1973年(昭和48年) | ・「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択 | | ・「和歌山県同和教育基本方針」策定 |
| 1975年(昭和50年) | ・国際婦人年・「障害者の権利に関する宣言」採択 | | |
| 1976年(昭和51年) | ・「国連婦人の10年(1976~1985年)」宣言 | | |
| 1978年(昭和53年) | | ・「同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行 | |
| 1979年(昭和54年) | ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃 に関する条約(女性差別撤廃条約)」採択 ・国際児童年 | ・「国際人権規約」批准 | ・「和歌山県青少年健全育成条例」施行 |
| 1981年(昭和56年) | ・国際障害者年 | ・「障害者の日(12月9日)」設定 ・「(難民条約)」加入 ・「犯罪被害者等給付金支給法(現 犯罪被害 者等給付金の支給等に関する法律)」施行 | |
| 1982年(昭和57年) | ・「国連障害者の10年(1983~1992年)」宣言・「高齢者に関する国際行動計画」・「障害者に関する世界行動計画」 | ・「地域改善対策特別措置法」施行 ・「人権擁護委員の日(6月1日)」設定 ・「障害者対策に関する長期計画」決定 | ・「障害者にかかる和歌山県長期行動計画」 策定 |
| 1983年(昭和58年) | | | ・「和歌山県同和対策総合基本計画」策定 |
| 1984年(昭和59年) | ・「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約 (拷問等禁止条約)」採択 | ・地域改善対策協議会意見具申「今後における啓発活動のあり方について」 | |
| 1985年(昭和60年) | ・国際青年年 | ·「(女性差別撤廃条約)」批准 | |
| 1986年(昭和61年) | ・「発展の権利に関する宣言」採択 ・国際平和年 | ・「(男女雇用機会均等法)」施行 ・「長寿社会対策大綱」策定 | |
| 1987年(昭和62年) | | 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」施行 「身体障害者雇用促進法」を「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」に改正、施行 | ・「和歌山県同和対策総合推進計画」策定 |
| 1988年(昭和63年) | | | ・「わかやま女性プラン」策定 |
| 1989年 (平成元年) | ・「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択 | ・「高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略(ゴールドプラン)」策定 ・「出入国管理及び難民認定法(入管法)」改正 ・「後天性免役不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行 | |
| 1990年(平成2年) | •国際識字年 | | •「和歌山県同和保育基本方針」策定 |
| 1991年(平成3年) | ・「高齢者のための国連原則」採択 | ・「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」施行 | |
| 1992年(平成4年) | ・「アジア太平洋障害者の10年(1993~2002 年)」行動課題採択 | ・「(地対財特法)の一部を改正する法律」施 行 | ・「識字問題にかかる和歌山県長期行動計画」策定 |

人権関係年表 (3)

| 年 | 国際状況 | 国内状況 | 県内状況 |
|------------------|---|---|--|
| 1993年 (平成5年) | ・世界人権会議開催(ウィーン) ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」 採択 ・「障害者の機会均等に関する標準規則」採 択 ・世界先住民年 | ・「障害者対策に関する新長期計画」決定 ・「心身障害者対策基本法」を「障害者基本 法」に改正、施行 | ・「和歌山県老人保健福祉計画」策定 |
| 1994年(平成6年) | ・「人権教育のための国連10年(1995~2004年)」宣言 ・国際家族年 | ・「(子どもの権利条約)」批准 ・「今後の子育て支援のための施策の基本的 方向について(エンゼルプラン)」策定 ・「(新ゴールドプラン)」策定 ・「高齢者、身体障害者が円滑に利用できる 特定建築物の建築の促進に関する法律 (ハートビル法)」施行 | ・「紀の国障害者プラン」策定 |
| 1995年(平成7年) | ・「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択 ・国連総会「万人のための社会に向けて」決議 ・国際寛容年 | ・「(人種差別撤廃条約)」批准 ・「人権教育のための国連10年推進本部」設置 ・「高齢社会対策基本法」施行 ・「障害者プラン ノーマライゼーション 七ヵ年戦略」策定 | |
| 1996年 (平成8年) | ・貧困撲滅のための国際年 | ・地域改善対策協議会意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」・「男女共同参画2000年プラン」策定・「らい予防法の廃止に関する法律」施行・「更正保護事業法」施行・「人権の擁護に関する施策を推進するための法律(人権擁護施策推進法)」制定 | ・「和歌山県福祉のまちづくり条例」制定 ・「和歌山県国際協力推進指針」策定 |
| 1997年 (平成9年) | | ・「『人権教育のための国連10年』に関する 国内行動計画」策定 ・「(人権擁護施策推進法)」施行 ・「(地対財特法)の一部を改正する法律」施 行 ・「(男女雇用機会均等法)」改正 ・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等 に関する知識の普及及び啓発に関する法 律(アイヌ文化振興法)」施行 ・「北海道旧土人保護法」廃止 | ・「喜の国エンゼルプラン」策定 ・「『人権教育のための国連10年』和歌山 県推進本部」設置 ・「和歌山県環境基本条例」制定 |
| 1998年(平成10年) | ・「世界人権宣言」採択50周年 | ・改正「高年齢者等の雇用の安定に関する法律(高齢者雇用安定法)」施行 ・改正「(障害者雇用促進法)」施行 | ・和歌山県女性センター「りぃぶる」設置 ・「喜の国障害者プラン実施計画」策定 ・和歌山県国際交流センター設置 ・「和歌山県同和行政総合推進プラン」策定 |
| 1999年 (平成11年) | ・「(女性差別撤廃条約)の選択議定書」採択 ・国際高齢者年 | ・人権擁護推進審議会答申「人権尊重の理念 に関する国民相互の理解を深めるための 教育及び啓発に関する施策の総合的な推 進に関する基本的事項について」 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「(児童買春・児童ポルノ禁止法)」施行 ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律」施行 [エイズ予防法を 廃止] ・「被害者等通知制度」施行 | ・「『人権教育のための国連10年』和歌山 県行動計画」策定 ・「わかやま長寿プラン2000」策定 |

| 年 | 国際状況 | 国内状況 | 県内状況 |
|------------------|---|---|--|
| 2000年(平成12年) | ・国連特別総会「女性2000年会議:21世紀に向けた男女平等・開発・平和」開催「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」 採択 ・「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択・「児童売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択・「国連ミレニアム宣言」採択(後に「ミレニアム開発目標」(MDGs)としてまとめられる) | ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」施行 ・「介護保険法」施行 ・「(交通バリアフリー法)」施行 ・「社会福祉法(旧 社会福祉事業法)」改正、施行 ・「外国人登録法」改正 [指紋押なつ制度全廃] ・「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」施行 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」施行 ・「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」施行 | ・「和歌山県男女共生社会づくりプラン」策定 |
| 2001年(平成13年) | ・「国連識字の10年(2003~2012年)」 宣言 | ・人権擁護推進審議会答申「人権救済制度の 在り方について」「人権擁護委員制度の改 革について」 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護に関する法律(DV防止法)」施行 ・「ハンセン病療養所入所者等に対する補償 金の支給等に関する法律」施行 ・「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法 律(旧 犯罪被害者等給付金支給法)」改 正、施行 | ・「和歌山県情報公開条例」制定 ・「わかやまの青少年プラン」策定 |
| 2002年(平成14年) | ・「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」発効・「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」発効・「高齢化に関する国際行動計画」決定・「新アジア太平洋障害者の10年(2003~2012年)」行動課題採択 | ・「人権教育・啓発に関する基本計画」策定・「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」批准・「障害者基本計画」策定・「身体障害者補助犬法」施行・「(プロパイダ責任制限法)」施行・「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援法)」施行 | ・「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」制定 ・「和歌山県男女共同参画推進条例」制定 ・「和歌山県個人情報保護条例」制定 |
| 2003年 (平成15年) | | ・「個人情報の保護に関する法律」制定 ・「インターネット異性紹介事業を利用して 児童を誘引する行為の規制等に関する法 律(出会い系サイト規制法)」施行 | ・「和歌山県男女共同参画基本計画」策定 ・「わかやま長寿プラン2003」策定 ・「和歌山県国際化推進指針」策定 |
| 2004年 (平成16年) | ・「人権教育のための世界計画」採択 | ・「(児童虐待防止法)」改正 ・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に 関する法律(性同一性障害者特例法)」施行 ・改正「障害者基本法」施行 | ・「和歌山県人権施策基本方針」策定 ・「紀の国障害者プラン2004」策定 |
| 2005年 (平成17年) | | ·「犯罪被害者等基本法」施行 ·「発達障害者支援法」施行 ·「次世代育成支援対策推進法」施行 ·「第2次男女共同参画基本計画」策定 | ・「和歌山県人権教育基本方針」策定 ・和歌山県次世代育成支援行動計画「紀 州っ子元気プラン」策定 ・「和歌山県地域福祉推進計画」策定 |
| 2006年(平成18年) | ・「人権理事会」設立決議を採択 ・「障害者の権利に関する条約」採択 ・「強制失踪からすべての者の保護に関する 国際条約」採択 | ・「日本司法支援センター(法テラス)」開設・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行・「(高齢者雇用安定法)」改正、施行・「(障害者雇用促進法)」改正、施行・「障害者自立支援法」施行・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」施行・「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行・「自殺対策基本法」施行 | ・「和歌山県安全・安心まちづくり条例」制定 ・「わかやま青少年プラン」制定 ・「和歌山県配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」制定 ・「わかやま長寿プラン2006」策定 |
| 2007年 (平成19年) | ・「先住民族の権利に関する国連宣言」採択 | •「(男女雇用機会均等法)」改正、施行 | ・「和歌山県男女共同参画基本計画」改定 ・和歌山県次世代育成支援行動計画「紀 州っ子元気プラン」改定 ・「和歌山県障害福祉計画第1期」策定 |

| 年 | 国際状況 | 国内状況 | 県内状況 |
|------------------|--|---|---|
| 2008年 (平成20年) | ・「世界人権宣言」採択60周年 | ・改正「(児童虐待防止法)」施行 ・改正「(DV防止法)」施行 ・改正「(出会い系サイト規制法)」施行 ・改正「刑事訴訟法」施行 ・改正「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行 ・「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」一部改定 ・改正「(性同一性障害者特例法)」施行 ・「更生保護法」施行 | ・「和歌山県子どもを虐待から守る条例」施行 |
| 2009年(平成21年) | | ・「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 ・「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 ・「強制失踪からすべての者の保護に関する 国際条約」批准 | 「和歌山県子ども虐待防止基本計画」策定 「わかやま長寿プラン2009」策定 「紀の国障害者プラン2004」改定 「和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」改定 「和歌山県における自殺対策の推進基本方針」策定 「和歌山県障害福祉計画第2期」策定 |
| 2010年 (平成22年) | ・「ハンセン病差別撤廃決議」採択 ・「人権教育のための世界計画(第2フェーズ)」開始 | ・「子ども・若者育成支援推進法」施行 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定 | ・「和歌山県人権施策基本方針」改定 ・和歌山県次世代育成支援後期行動計画 「新紀州っ子元気プラン」策定 ・「和歌山県地域福祉推進計画」改定 |
| 2011年(平成23年) | ・第16回人権理事会「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択 ・「(子どもの権利条約)の通報に関する選択 議定書」採択 | 部変更 | |
| 2012年 (平成24年) | | ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行・改正「(ホームレス自立支援法)」施行・「外国人登録法」廃止・「高齢社会対策大綱」策定・改正「(児童虐待防止法)」施行 | ・「和歌山県男女共同参画基本計画(第3次)」策定 ・「わかやま長寿プラン2012」策定 ・「和歌山県子ども・若者計画」策定 ・「和歌山県障害福祉計画第3期」策定 |
| 2013年 (平成25年) | | ・改正「高齢者雇用安定法」施行 ・「(障害者総合支援法)」施行 ・「いじめ防止対策推進法」施行 ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立(平成28年施行) ・「(障害者雇用促進法)」改正(平成28年施行) ・改正「(ストーカー規制法)」施行 ・「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」一部改定 ・「障害者基本計画」策定 | ・「和歌山県における自殺・うつ病対策の 推進基本方針」策定 |
| 2014年(平成26年) | | ・改正「(DV防止法)」施行 ・「(障害者権利条約)」批准 ・「過労死等防止対策推進法」施行 ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」 施行 ・「子どもの貧困対策に関する大綱」策定 ・「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行 ・「私事性的画像記録の提供等による被害の 防止に関する法律」施行 | ・「和歌山県いじめ防止基本方針」策定 ・「紀の国障害者ブラン2014」策定 ・「和歌山県子ども虐待防止基本計画」改定 |
| 2015年(平成27年) | ・「人権教育のための世界計画(第3フェーズ)」開始 ・「持続可能な開発目標(SDGs)」採択 ・国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21)パリ協定採択 | ・「子ども・子育て支援法」施行 ・「難病の患者に対する医療等に関する法 律」施行 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関 する法律」施行 ・「生活困窮者自立支援法」施行 | ・「和歌山県人権施策基本方針」第二次改定 ・「和歌山県地域福祉推進計画」改定 ・「わかやま長寿プラン2015」策定 ・「第4期和歌山県障害者福祉計画」策定 ・和歌山県子ども・子育て支援事業支援計 画「紀州っ子健やかプラン」策定 |

人権関係年表(6)

| 年 | 国際状況 | 国内状況 | 県内状況 |
|------------------|-----------------|---|-----------------|
| 2016年(平成28年) | | ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行 ・「部落差別の解消の推進に関する法律」施行 ・「再犯の防止等の推進に関する法律」施行 ・改正「自殺対策基本法」施行 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行 | |
| 2017年 (平成29年) | | ・「(男女雇用機会均等法)」改正 ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護 を行う労働者の福祉に関する法律」改正 ・改正「(DV防止法)」施行 ・改正「(児童虐待防止法)」施行 | |
| 2018年(平成30年) | ・「世界人権宣言」採択70周年 | ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布 | ・「和歌山県自殺対策計画」策定 |
| 2019年 (平成31年) | | | |

| 年 | 田辺市の状況 2005 (| 平成17)年5月1日以降 |
|------------------|---|---|
| 2005年 (平成17年) | ・「田辺市民憲章」制定 ・「『人を大切にする教育』の基本方針」策定 ・「田辺市次世代育成支援行動計画」策定 ・「田辺市個人情報保護条例」施行 | ·「田辺市人権教育啓推進発懇話会」設置 ·「田辺市男女共同参画懇話会」設置 |
| 2006年(平成18年) | ・「田辺市高齢者保健福祉計画2006」策定 | ・「田辺市人権施策推進本部」設置 ・「田辺市人権キャラクター・愛称」入賞作品発表 ・「田辺市地域包括支援センター」設置 |
| 2007年(平成19年) | ・「第1次田辺市総合計画」策定 ・「田辺市人権施策基本方針」策定 ・「田辺市男女共同参画プラン」策定 ・「田辺市障害者計画」策定 ・「田辺市障害福祉計画」策定 ・「田辺市地域福祉計画」策定 ・「温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」策定 | |
| 2008年(平成20年) | ・「田辺市バリアフリー基本構想」策定 ・「田辺市生涯学習推進計画」策定 ・「田辺市健康づくり計画」策定 | ・「田辺市障害児・者相談支援センターゆめふる」開設 |
| 2009年(平成21年) | ・「田辺市第2期障害福祉計画」策定 | ・「人権標語2009」入選作品発表 |
| 2010年 (平成22年) | ・「田辺市次世代育成支援行動計画 (後期計画)」策定 ・「田辺市都市計画マスタープラン」策定 | ・「田辺市地域包括支援センター中辺路サブセンター」 開設 |
| 2011年(平成23年) | ·「田辺市暴力団排除条例」施行 | |
| 2012年 (平成24年) | ・「第2次田辺市地域福祉計画」策定 ・「田辺市第3期障害福祉計画」策定 ・「第2次温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」策定 ・「田辺市長寿ブラン」策定 | |
| 2013年 (平成25年) | ・「田辺市第2期障害者計画」制定 ・「田辺市健康づくり計画2013策定 | ・「田辺市事前登録による本人通知制度」開始 |
| 2014年 (平成26年) | ・「田辺市いじめ防止基本方針」策定 ・「田辺市いじめ防止等に関する条例」施行 ・「第2次田辺市男女共同参画プラン」策定 | |
| 2015年(平成27年) | ・「田辺市子ども・子育て支援事業計画」策定 ・「田辺市第4期障害福祉計画」策定 ・「田辺市長寿プラン2015」策定 ・「田辺市地域防災計画」策定 | ・「田辺市生活相談センター」設置 |
| 2016年(平成28年) | | |
| 2017年(平成29年) | ・「第3次田辺市地域福祉計画」策定 ・「第2次田辺市総合計画」策定 ・「田辺市協働推進指針」改定 ・「田辺市国土強靭化地域計画」策定 ・「田辺市世界遺産等を活かした魅力あるまちづくり基本計画」 策定 | |
| 2018年(平成30年) | ・「田辺市長寿プラン2018」策定 ・「田辺市第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画」策定 ・「第2次田辺市生涯学習推進計画」策定 ・「第3次温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」策定 ・「田辺市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」策定 | |
| 2019年(平成31年) | ・「田辺市人権施策基本方針(改訂版)」策定 | |

田辺市人権施策基本方針 改定版

2019 (平成 31) 年 3 月

発 行 田辺市

編 集 企画部 人権推進課

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地 TEL 0739-26-9912(直通) 0739-22-5300(代表) FAX 0739-22-5310(代表)

市ホームへ゜ーシ゛ http://www.city.tanabe.lg.jp/



田辺市人権キャラクター まもるくん

(田辺市人権標語)

人権を 守るお手本 家庭から